

令和3年12月甲良町議会定例会会議録

令和3年12月6日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第60号 甲良町教育施設整備基金条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第61号 甲良町税条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第62号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第63号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第64号 甲良町公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例
- 第8 議案第65号 甲良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第66号 甲良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第67号 甲良町温水プール及び甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて
- 第11 議案第68号 令和3年度甲良町一般会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第69号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第13 請願第2号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書
- 第14 一般質問

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	野瀬欣廣
5番	阪東佐智男	6番	宮寄光一
7番	丸山恵二	8番	木村修
9番	建部孝夫	10番	西澤伸明
11番	山田裕康		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	青山繁
総務課長	中川雅博	教育次長	福原猛
税務課長	大野けい子	学校教育課課長	寺田喜生
企画監理課長	熊谷裕二	社会教育課参事	上田真司
住民人権課長	宮川哲郎	建設水道課長	村岸勉
保健福祉課長	中村康之	総務課主幹	岩瀬龍平
産業課長	西村克英		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	山脇理恵
------	------	----	------

(午前 9時00分 開会)

○山田裕康議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和3年12月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 木村議員、9番 建部議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月13日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの8日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和3年12月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃は町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案説明の前に、若干の行政報告をさせていただきます。

令和3年度は、向こう10カ年の甲良町第4次総合計画のスタートの年となりました。あわせて、まち・ひと・しごと創生総合戦略の第2次計画も同時に進行しております。総合計画は5つの基本目標をはじめ、行政分野ごとの施策を推進いたします。また、創生総合戦略は4つのプロジェクトを掲げ、地方創生に資する施策を推進いたします。それぞれの計画に対して成果指標として、KPI、すなわち重要業績評価指標の目標値を定めていますので、これに基づく評価及びプラン・ドゥ・チェック・アクションのPDCAサイクルで管理をしていくものです。

次なる計画としては、令和2年度の国勢調査の人口が発表され、甲良町の人口は6,362人で、25年前の平成7年人口に比較して2,207人、率にして25.8%の人口減少となり、甲良町は、滋賀県で初めて来年の4月に過疎新法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に、追加で対象地域になる見込みであります。議会と協議をさせていただき、本年

7月に、町独自に甲良町持続可能な地域づくり計画を策定しているところがあります。この計画を新過疎法に適用した計画に見直した上で、計画の議会議決をいただき、正式な計画としなければなりません。これの段取りといたしまして、県担当課の市町振興課を通じて、担当省庁の総務省との事前協議の調整を行っていただいているところでもあります。先月11月29日には、総務省秘書課参事官とアポイントが取れ、町長が上京いたしたところがあります。令和4年1月には、総務省自治行政局過疎対策室を訪問いたし、協議を行う段取りになっているところでもあります。また、それぞれの行政課題案件につきましても、議会と早めに協議をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第60号は、甲良町教育施設整備基金条例の一部を改正する条例で、教育施設整備基金を活用するにあたって、地方自治法の規定に基づき、処分の事項を定めるものであります。

議案第61号は、甲良町税条例の一部を改正する条例で、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第62号は、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第63号は、甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例で、国民健康保険施行令の一部改正に伴い、出産一時金の改正を行うものであります。

議案第64号は、甲良町公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例の一部を改正する条例で、汚水枡の設置工事費について、受益者が個人で負担した場合には、負担金を賦課しない制度にするものであります。

議案第65号は、甲良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、内閣府令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第66号は、甲良町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、内閣府令により、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第67号は、甲良町温水プール及び甲良町一般入浴施設、香良の湯の指定管理者を向こう5年間にわたって指定することについて、議会の議決を

お願いするものであります。

議案第68号は、令和3年度甲良町一般会計補正予算第4号で、5,858万4,000円を増額いたし、総額を43億2,909万4,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、歳入では、国庫支出金で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金2,537万7,000円、コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,467万2,000円、県支出金で、担い手農地集積促進事業費補助金213万9,000円、繰入金で財政調整基金繰入金710万7,000円、町債で緊急自然災害防止対策事業債900万円を増額いたし、歳出では、社会福祉費で補助金等返還金467万7,000円、指定管理者に対する損失補償195万5,000円。保健衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種事業委託1,308万8,000円、新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援事業委託984万円。農業費で施設修繕工事800万円、経営転換協力金287万4,000円。土木管理費で、現場技術員業務委託300万円を追加いたし、都市計画費で災害復旧費550万円、消防費で、甲良町総合防災訓練事業委託308万円、農林水産業施設災害復旧費で災害復旧費400万円を減額するものであります。

議案第69号は、令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算第3号で、264万円を追加いたし、総額を8億7,547万円とするものであります。主な補正内容といたしましては、歳入では、県支出金で特別調整交付金分264万円を追加いたし、歳出では、総務管理費でシステム改修委託264万円を追加するものであります。

以上、本日、提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○山田裕康議長 次に、日程第3 議案第60号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第60号 甲良町教育施設整備基金条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年12月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第60号 甲良町教育施設整備基金条例の一部を改正す

る条例であります。

まず、改正理由であります。教育施設整備基金を活用するにあたって、地方自治法第241条第8項、これには基金の管理及び処分に関し、必要な事項は条例でこれを定めなければならないと書かれていますので、それに伴いまして、条例改正をするものであります。

甲良町教育施設整備基金条例の一部を次のように改正します。

第6条の見出し中、「委任」を「処分」に改め、同条中、「この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に必要な事項は、町長が別に定める。」を「町長は、教育施設の整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。」に改める。

本則に次の1条を加える。

委任。第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に必要な事項は、町長が別に定める。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上であります。よろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第60号は可決されました。

次に、日程第4 議案第61号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第61号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年12月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○大野税務課長 それでは、議案第61号 甲良町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。次のページをお願いいたします。

今回の改正は、町民税に関する改正です。

第24条第2項、第36条の3の3第1項、附則第5条では、個人の町民税の非課税算定における扶養親族の取扱いについて見直します。

第34条の7第1項では、特定公益増進法人等に対する寄附金の範囲を見直します。

附則第6条では医療費控除の1つであります、セルフメディケーション税制の適用について、5年間を延長します。

附則です。この条例は令和4年1月1日から施行します。

甲良町税条例第24条、第2項、第36条の3の3第1項、附則第5条、第1項の改正規定並びに次条の第2項の規定は、令和6年1月1日から施行します。第2条では、町民税に関する経過措置を定めています。

以上、どうぞよろしくお願い致します。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第61号は可決されました。

次に、日程第5 議案第62号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第62号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年12月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○大野税務課長 議案第62号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行います。その主な内容は新旧対照表の6ページをお願いいたします。

23条の第2項、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以降最初の3月31日以前である被保険者未就学児に課する均等割について、その5割を軽減する改正でございます。

その他、規定の整備、条項の修正を行います。

改正文をお願いいたします。2ページです。

附則です。この条例は、公布の日から施行します。

第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び23条の2の改正規定、並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行します。未就学児の均等割額の減額に伴う改正については、令和4年7月1日から施行します。2条では、適用区分を定めています。

以上、どうぞよろしく申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この改正の主なところ、今、税務課長から説明がありましたように6ページの2、6歳に達するまでの子どもさんに対する課税の軽減がうたわれています。昨今、所得が発生しない子どもさんに均等割をかける、つまり、税金をかけるという仕組みそのものが問題視されて、都道府県単位で軽減ないしは免除をするという自治体が生まれています。そういう点でも、国の制度でこういうように一歩前へ進むという点では歓迎をします。同時に、ここだけにとどまらずに、減額ではなく免除をする。そして、国がその踏み切りをしない場合は、県や自治体、地方自治体が実行する、これは財政規模にもよるわけですが、そういう方向をぜひめざしていただきたいということを申し上げて賛成討論とします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第62号は可決されました。

次に、日程第6 議案第63号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第63号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年12月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 今回の改正につきましては、健康保険法の施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の金額を見直すものでございます。

甲良町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中、「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附則。

施行期日、1、この条例は、令和4年1月1日から施行する。

経過措置、2、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る第8条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上、よろしく願います。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第63号は可決されました。

次に、日程第7 議案第64号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第64号 甲良町公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年12月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、甲良町公共下水道事業に係る受益者の分担金に関する条例の一部を改正する条例について、改正理由についてご説明申し上げます。

現在、新築やそういった場合に公共汚水柵につきまして、町が直接工事を実施しておりますが、工事の関係上、希望者の申し出る時期に工事ができない場合がございます。そういったことに対応するため、申請者が指定工事店に宅内工事と同時に公共汚水柵を設置した場合に、分担金の例外規定を設けるものでございます。

内容につきまして、第7条中第1項、「これを賦課するものとする。」の次に、「ただし、公共汚水ますの設置に要する費用を受益者が負担した場合は、この限りでない。」を加え、また、同条第5項を削るものでございます。

この条例につきましては、令和4年1月1日から施行する予定でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この条例を施行するにあたって、現在、居住されている居宅で未設置のおうちは何軒ほどあるんですか。月々、変動があるので掌握しづらいと思いますけども、今年4月1日現在とか、そういう区切りで掌握されていることがあったら報告をお願いします。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 軒数の方はちょっと明確にはお答えできないんですけれども、水洗化率が81%強ということになっていますので、約世帯数の2割

ぐらいはまだ未設置ということでご理解いただけたら結構でございます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第64号を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第64号は可決されました。

次に、日程第8 議案第65号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第65号 甲良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年12月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

教育次長。

○福原教育次長 議案第65号でございます。改正理由につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、一部を改正するものです。

主な改正内容といたしましては、まず、第6条に新たな4つの項を追加するもので、家庭的保育事業所が代替保育所を提供できない場合に、他の小規模保育所でも代替保育ができる要件を規定するものと、家庭的保育事業所は認可保育施設と連携協力をするにに加え、認可保育施設以外の施設とも連携協力することを規定するものです。ちなみに、家庭的事業保育所とは、1名から5名定員の保育施設で、2歳までしか保育できない施設です。甲良町にはこの施設はございません。また、甲良町の乳幼児が通っていることもありません。

続きまして、第49条を追加するもので、園児の各種情報の記録について、

書面で行ってきたものを、電磁的記録で行うことができるように規定するものです。

この条例は公布の日から施行し、改正後の甲良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和3年4月1日から適用するというものです。よろしくお願いします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第65号は可決されました。

次に、日程第9 議案第66号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第66号 甲良町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和3年12月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

教育次長。

○福原教育次長 議案第66号でございます。改正理由につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、一部を改正するものです。

主な改正内容です。各条文において、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改めるものでございます。

この改正につきましては、支給認定が何の支給認定かが分かりにくいために改正するものです。内容等が変わるものではございません。

続きまして、第13条第4項では、副食費の提供について規定するものです。これにつきましても、現在の運用と変わるものではないかとご意見を伺います。

次に、第53条を追加するもので、園児の各種情報の記録について、書面で行ってきたものを、電磁的記録で行うことができるように規定するものです。

この条例は公布の日から施行し、改正後の甲良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和3年4月1日から適用するというものです。よろしくお祈りいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第66号は可決されました。

次に、日程第10 議案第67号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第67号 甲良町温水プール及び甲良町一般入浴施設香良の湯の指定管理者の指定につき議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和3年12月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 議案第67号について説明をいたします。表紙の裏面をお願いいたします。

甲良町温水プール及び甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて、下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議

決を求めるものでございます。

記。

1、公の施設の名称、甲良町温水プール及び甲良町一般入浴施設「香良の湯」。

2、指定管理者、東京都中野区中野2丁目14番16号、株式会社東京アスレティッククラブ、代表取締役、正村宏人。

3、指定期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとするものです。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 2点お尋ねします。

1点目は、全員協議会の段階において説明があったわけですが、このアスレティックの過去の状況、つまり、今まで運営をされてきた点での評価、これは問題にならない、今後どうするかという計画が大事だという説明がありましたが、もちろんそうだと思います。しかし、指定管理にあたって、実績、状況を見ますと、引き続き指定管理にしたいということでの議案ですから、当然、実績がどうだったか。それからもう1つは、やはり今後、甲良町がこういうような運営を考えているということに適合するというように考えた結果、この指定管理になったというように思います。その点の評価、説明を求めておきたいと、それが1つです。

2つ目は、利用にあたって、町そのものでありませんので、指定管理者ですから、いろんな意見の相違、それから利用者からのトラブル等々、苦情もあれば評価もあると思います。そういうことを調整する、意見の相違を話し合う機会、こんなんはどういうように設けているのか。もちろん、協定書の中に盛り込まれていると思いますけども、過去の実績からそういうことを行ってきて、今後も続けていくのか。この2点、よろしくお願ひします。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 1点目の評価に係るものにつきましては、毎年でございますが、年度終了後に指定管理者から実績を出していただいております。その中で、私どもも含めまして、前回ですと町長にも入っていただきましての評価をしておると。具体的に、中身につきましては、利用状況等、問題点がないかというところで確認をさせていただいているというところでございます。

2点目のところにつきましては、毎月、定例会議を指定管理者の方としております。その中で、利用者からの苦情等、また中身の修繕等もありますの

で、その辺りについては定期的に会議を開催させていただきまして、指定管理者の方と連携を密にしているというところでございます。

以上です。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第67号は可決されました。

次に、日程第11 議案第68号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第68号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

令和3年12月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第68号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第4号)

です。予算書の裏面をお願いいたします。

まず、第1条で、歳入歳出予算のところですが、歳入歳出それぞれ5,858万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,909万4,000円にするものであります。

第2条で、債務負担行為の補正ですが、これは第2表で説明いたします。

第3条の地方債の補正、これは第3表で説明いたします。

次のページの第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入の部であります。14款 国庫支出金、補正額が3,909万8,000円、15款 県支出金173万2,000円、18款 繰入金710万7,000円、20款 諸収入84万7,000円、21款 町債980万

円で、歳入合計が5,858万4,000円です。

次のページをお願いします。

歳出です。2款 総務費299万8,000円の減額、3款 民生費1,084万6,000円の減額、4款 衛生費で4,285万5,000円の増額。それから、6款 農林水産業費で1,141万3,000円の増額、8款 土木費で35万8,000円の減額、9款 消防費で308万円の減額、10款 教育費で、490万6,000円、11款 災害復旧費で500万円の減額で、歳出合計は歳入合計と同額であります。

次のページをお願いします。

第2表であります。債務負担行為の補正であります。追加として赤痢菌等検査委託、期間が令和3年度から令和4年度までで、限度額を34万4,000円にするものです。

次に、学校保健検査委託、期間が令和3年度から4年度までで、264万7,000円。

次に、ミライシード使用料で、令和3年度から令和4年度までで140万3,000円。

次に、i-フィルター使用料で、令和3年度から令和4年までの期間で、20万1,000円であります。

次のページで、第3表です。地方債の補正であります。変更として、公共事業等債で、起債の目的80万円で、変更後を1,420万円にするものであります。

その下の欄で、次、追加です。緊急自然災害防止対策事業債で、限度額を900万円にするものであります。

以上であります。よろしくをお願いします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 補正予算の中には、第3回目のワクチン接種、新型コロナウイルスに対するワクチン接種の予算が計上されていると思えますけれども、国の方は若干、迷走しているようです。最終、2回目を打って経過を8カ月、また6カ月という説も出たりして混乱しています。まず、1つは確定しているのかどうか。これは一般質問でも取り上げていましたけれども、この議案にあたって聞いておきます。確定しているのか、それとも、まだ流動的で正式な確定ではないということなのか1つです。

それから、もう1つは説明書の12ページにあたって、指定管理者に対する損失補償が出ました。香良の湯、それから温水プールの休業の決定を町が判断したわけで、予算も町が執行します。そういう意味で、そこで働いてい

る方が収入減となる、こういう状況がありますので、それを考慮する。もちろん、指定管理者の判断に委ねられるわけですが、予算執行と町の判断がここに入っていますので、その点、配慮をされるようにという指導というか指摘をぜひしていただきたい。この2点、見解をお伺いします。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 1点目でございます。ワクチン接種、8カ月、6カ月というところでございますが、今の時点では私どもの方には、国、県を通じまして8カ月というところでございます。私どもが聞いておるところにいきますと、医療機関、高齢者施設でクラスターが発生した場合は6カ月というようなことを聞いておりますが、今のところは、8カ月の前提でスケジュール等を組ませていただいているというところでございます。

2点目の指定管理者によります損失補償でございますが、これについては、全員協議会の方でもお話しさせていただきましたとおり、私どもは従業員さんを直接雇用しているものではございませんので、あくまでも指定管理者に損失補償という形でお支払いをします。そこからまた、いわゆる従業員の方等についてお支払いいただくというのは、基本的には指定管理者で決めていただく。ただし、休業補償分につきましては、利用者人数を考慮しまして、全ての補償をさせていただいているというところでございます。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 その立場は、全員協議会のところでも説明いただきました。だからこそ、支給をしている点がきっちり末端に行くようにという点では、注意というのか、指導ではないと思いますけども、添え書きできちっとつないでいただきたい。これがやっぱり末端まで行き届くというのが大事なところだと思いますし、町長とシルバーさんとの懇談を設定したところ、まずは西澤議員とちょっと調整をしたいというように、町長から申出がありましたので面談をさせていただいたんですけども、そういう点でも、この予算の実行にあたって、こういう立場で、つまり末端まで届くように、ぜひとも口添えをして、適正に使われるということをぜひ見届けていただきたいし、そういう枠組みを指定管理者に届けていただきたいと思いますので、町長に見解を尋ねておきます。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 去年も休業いただきましたし、損失補償しておりますので、今年も緊急事態宣言によって、お風呂、入浴を休業いただきました。町内のシルバー人材センターからも作業をしてもらっているということがありまして、去年もそうだったんですが、作業日数が減った分については、トータルで追加の出動日をつくっていただいて、調整をいただいておりますので、こ

れはアスレティックスと、それからシルバー人材センターが打合せしていただいての措置をしていただいておりますので、今年も同様のお願いをしているところでございます。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第12、議案第69号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第69号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

令和3年12月6日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 表紙裏面をご覧ください。令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

歳入歳出予算第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,547万円とするものがございます。

歳入歳出予算補正の説明につきましては、1ページの方をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。4款 県支出金、補正額264万円。歳入合計、補正額264万円、合計8億7,547万円でございます。

2ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款 総務費、補正額264万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上です。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第13、請願第2号を議題とします。

本請願については、紹介議員の西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 請願書を読み上げまして、提案説明とさせていただきます。

標題は、国に対し刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める請願書となっています。

請願人 滋賀県大津市梅林1丁目3番30号。

滋賀県労連内 日本国民救援会滋賀県本部 会長 中野善之助。

請願趣旨。

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択をお願いいたします。

請願の理由。私たちは、日本国憲法と世界人権宣言を指針として、人権と民主主義を守るボランティア団体の日本国民救援会です。冤罪被害者を支え、無実の人は無罪にと支援運動を行っています。日本弁護士連合会のまとめによると、1910年代から2000年代まで、冤罪事件は161件あり、しかも氷山の一角だと言われています。そして、再審無罪を勝ち取るまでに、例えば、吉田岩窟王事件（1913年、名古屋市）は50年、加藤老事件（1915年、山口県）は62年、今年5月、国家賠償裁判で勝訴判決が出た茨城、布川事件は44年かかっています。再審は開かずの扉、針の穴にラクダを通すようなものと例えられ、当事者、家族には想像を絶する困難を伴うため、諦める方もいます。

現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19カ条（435条から453条）のみで、極めて大ざっぱな規定のため、個々の再審裁判では、裁判所の解釈、運用に全て委ねられていることから、再審格差が起こっているのが実態です。

再審制度の抱える問題点は、1つは、捜査段階で集めた全証拠を検察が開示しないことです。国民の税金を使って集めた全ての証拠は、有罪立証に有利不利を問わず、弁護団の開示請求に応じ真実解明に役立てるべきであると考えます。

2つは、検察官の不服申立て、上訴です。裁判所が再審開始決定を出しても従わず、不服申立てを行い、いたずらに時間稼ぎをして、当事者と家族を時間的にも金銭的にも、また心理的にも苦しめ続けることは許されません。再審開始決定に対する反論は、再審裁判の中で主張、立証する機会があるので、上訴は禁止すべきであると考えます。

3つは、前述の再審法を通常審のように整備し、環境を整え、再審格差や再審審理において、過去に当該事件に関与した裁判官が再び関与することが起こらないようにすることが重要であると考えます。つきましては、貴議会において、地方自治法第99条に基づき、無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、再審法の改正を求める意見書の採択をお願いいたします。

請願事項は、1、再審における検察手持ち証拠の全面開示。2、再審開始決定に対する検察の不服申立て、上訴の禁止。3、再審法の整備。

以上です。

若干、説明を加えますと、全協の際、会長の中野善之助さんに、ここで詳しい説明をいただきました。また、説明書きをA4の裏表にまとめていただいて、非常に分かりやすいことだったと思います。確かに、国民救援会の方に聞きますと、上訴の禁止は検察官の手を縛るから、これはよくない、反対だという方も結構おられるそうです。ところが、この間の全員協議会で説明がありました、再審開始が決定されれば、つまり、検察側も日本の裁判制度に基づいて3審の制度、つまり、地裁で駄目だったら高裁、高裁が駄目だったら最高裁、進める権利は保障されているという点でも、裁判のやり直し、つまり、針の穴をラクダが通るものというのは、新証拠を提出する、1回それが否決されますと、同じ証拠を出すことができない。それに代わる新しい証拠を提出して、その証拠に基づいて無罪が証明されるかどうかの裁判、いわゆる再審、裁判のやり直しが始まります。それに基づいて、いややっぱり、この人は有罪なんだと、犯人なんだということで、検事が立証していくことができるわけです。そういう点でも、長々とここにありましたように、50年、60年、再審開始決定を裁判所がされているにもかかわらず、引き延ばされるということがやっぱりあってはならないと私も思っています。

私も、国民救援会に関わらせていただいて、無実の罪で牢獄に入り、また、家族全部が周りから犯罪者の家族というように言われて、大変な目を受けている方がいます。そういう点でも無実を晴らしたい。つまり、真実が明らかになれば、この方が犯人かどうかというのが明らかになる。つまり、公開の公判の工程で両方が有罪だ、無罪だというので、証拠を出し合いながらやり合いを、論議をするわけですから、それを見た裁判官がどういう結論を出すかという点では、再審をする、つまり、裁判やり直しの決定がされたということから、再審裁判、やり直し裁判が始まるという制度に、やはり制度整備をしていく必要がある。それに伴う、法律上の整備が必要ではないかという点では大いに賛同します。

大きな枠では、冤罪で苦しむ方、つまり、痴漢裁判がいろいろありますけども、電車の中では万歳で電車に乗らなければ、ちょっとふざけた女性、高校生なんかが、「あのおっちゃん、やってもうたろ」というので、痴漢されたというので警察に訴える。そうすると、状況の中身を十分知らされないまま逮捕される。場合によっては、新聞に報道される。その汚名を晴らす上でも、5年、10年、長いですと20年とかかかってしまうんです。そういうことを防ぐ上で、法律上の冤罪を訴える方の救済がぜひ必要かなと思います

ので、議員の皆さんのご賛同をぜひお願いしまして、提案説明とさせていただきます。

○山田裕康議長　ここでお諮りします。

これより審査願います請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○山田裕康議長　異議がありませんので、委員会への付託を省略することに決定しました。

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田裕康議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決します。

お諮りします。本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○山田裕康議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、請願第2号は採択することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

（午前 9時56分 休憩）

（午前10時10分 再開）

○山田裕康議長　休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第14 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば、多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問してください。なお、答弁する人も、簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、8番 木村議員の一般質問を許します。

8番 木村議員。

○木村議員　それでは、議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に、寄贈を受けてもう7年がたとうとしております。隣町、いわゆる愛荘町の方では斧磨で今、いわゆる重機を入れて土地を開発しておられるということを聞いております。あれもたしか以前に、ごみ処理場の関係で斧磨も手を挙げられて断念されたという経緯があるんですけど、それはごみ処理場のときには5ヘクタールほど土地が必要やと聞いておったので、多分、今の現状の斧磨も5ヘクタールほどの土地を開発されていると思っております。それと、また別に同じ斧磨区だと思うんですけど、5万坪ほどの土地が整地されております。それはまだ、いわゆる企業が来てどうのこうのということじゃないんだと思っておりますが、そこで、甲良の場合ちょっと通告書には載ってない部分で、もしも許されるならば答弁を願いたいと思います。

いまだ西明寺のところに反対看板が立っております。それは、ごみ処理の反対と企業誘致の反対と2つのことが書かれております。ごみ処理の方はもう完璧に100%、なくなっちゃったのにまだ消えていない。でも、企業誘致の方はまだ反対されているんだらうと思うんですが、企画監理課長が今年4月に着任されたときに、6月の議会だったと思うんですけど、西明寺さんにお会いになられましたかというようなことを聞いたことがあったように思っております。そのときには、まだですと言っておられたんですけど、反対看板のことが私自身、気になるし、以前も質問しましたが、興味がある企業さんが来たときに、あの看板を見たら、やっぱりその気がうせるというか、いわゆる非常なる効果があるように聞いております。それを、もしも通告書にないんですけど、よければ答弁を、見解を願いたいと思います。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 事前通告いただいている内容ではございませんので、お答えできる範囲で答弁させていただきたいと思っております。その看板につきましては、一個人が自らの所有地に自らの主張を掲げられているものと承知しておりますが、町としまして何らかの働きをするであろうとか、そういったことを現時点では考えてはおりません。

以上です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 すいません。突然に聞きまして、申し訳ございません。この同じ意見です。もしも町長よければ、何か思いがあれば、通告にはないですけど。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 新ごみ処理施設、広域ごみ処理施設が今の予定地、いわゆる西清崎町にも行きましたし、その関係で、もう時期は忘れましたが、就任後1度、住職に会ったことがございまして、看板を下ろしてほしいと言ったら、南部

工業団地は基本的にイエスとしていないということでしたので、平行線になりましたので、そうですかと、もう深入りはせずに、そのままの状態に現在、町としての基本スタンスを構えて粛々と前へ進めていくということを考えております。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、通告書に従って質問をさせていただきたいと思っております。

まず、西が丘集積地の進捗ということで、11月12日の全協で募集要項の見直しをということで見直しされました。その見直しが4個、それから、負担分析というのが一個、見直しをされましたわけですが、11月のときには、いわゆる負担分析の部分で先行投資云々の質問をいろいろな議員がされたときに、明解がなかったように思いますが、前回の全協のときに、新しく進出企業が決まったときには、それぞれのいわゆる事業をやるということをおっしゃっていただきました。見直しの1番と負担分析の再度の説明をもう一度お願いしたいと思います。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 まず、見直しの1つ目の譲渡から売渡しへということですが、こちらにつきましては、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例、こちらの条例が町にあります。こちらの条例の第3条普通財産の譲与または減額譲渡の規定に譲与することができる4つの項目がありますが、今回の件はこのいずれにも該当しないため、無償の譲渡ではなく、売渡しと見直しをするものでございます。

それと、負担分析の点につきましては、同じくこの要領の中に、町の基本負担割合の対象エリア接続道路整備費用、それと上下水道整備費用については町が実施するといったようなことがうたわれております。その中で、実施箇所と概算費用を全員協議会でお示ししたものでございまして、接続道路につきましては、国道307号からの、従来からお示ししました進入路に加えまして、エリア北側の町道を新たに進入路として計画したもので、まず、既存の予定しておりました道路①、こちらが1億4,490万円。それから、もう一方の道路②につきましては1億1,430万円、計2億5,920万円を予定しており、また、上下水道につきましては、道路①側分が2,382万円、また、道路②につきましては4,050万円、計6,432万円で、進入道路、それから上下水道含めまして、総額約3億2,300万円を想定しているところでございます。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。私は土木建設業界のことはあんまり詳しくないん

ですけど、例えば一般的なもんで、私がこれこれはただあげますよとなって、時間がたったらやっぱりそれは有料になりますと言われてたら、何のこっちゃとは思ってしまうんですが、譲渡から売渡しへというように変更をされたわけなんですけど、もともとの譲渡でいけるように条例を変更する方法はないものかということを知りたいんですけど。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 条例を変えられるか否かという意味におきましては、基本的な地方自治法上に基づく条例の改正手続に基づいて、手続的には可能ではあります。ただし、コンプライアンス的に事業を実施する上で、まず、既存の条例なり法律があつて、それに基づいてどうしていくのかといったようなことをまず考えるのが原則であろうかなと。ただ、その実施上で条例を変えざるを得ないというような事案でありますとか、理由が発生する場合につきましては、今申し上げましたような手続に基づいて条例を変えることは、手続上は可能であるかなとは考えられます。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 さっき言いましたけど、その業界に私はちょっと疎いんですけど、もう何年も前から年間に何社か見学に来ておられるということを知っていましたが、その方々が、そのときには譲渡をしてくださるんだと思っておられたと思うんですが、その方が新しくできる募集要領を見たときにあれっとは思わはらへんのか。今言うたように、業界がちょっと分かりませんので、どう思われますか。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 企業側の方の具体のどの方がどうというところについて、私実際にその方とお話ししたこともございませんので、それについて私がちょっとコメントをできる材料を持ち合わせていないので、それに対するコメントは、現時点では差し控えさせていただきたいと思います。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 すいません。そしたら2番の方に移らせていただきたいと思えます。平成26年度に寄贈を受けて、その土地面積が約8万8,000坪と聞いておったんですが、そのときに28.9ヘクタールですか、それを許可の関係のことで、全部じゃなく幾つかに分けなあかんというような話があったと思うんですが、今現在はどういうふうになっているか。再度、当時の経緯も知りたいということで、今もう28.9ヘクタールのことになっておるよりに思うんですけど、どうでしょう。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 まず、当時の経緯を改めてご説明させていただきますと、

平成26年に遡ります。平成26年の3月に、町から株式会社大林組へ、土地寄附依頼書を提出いたしました。同年26年の6月に、株式会社大林組から町へ寄附の応諾書が提出されました。そして、翌月の26年7月に、当該土地が法律的に所有権移転されたといったような経緯になってございます。

また、議員ご質問の面積につきましては、株式会社大林組から提出された寄附応諾書から登記簿上の土地面積につきましては28万8,857平米。坪換算いたしますと、8万7,379坪となっております。なお、こちらにつきましては、あくまで登記簿にございます公簿上の面積でございます。いわゆる実測、測った実際の面積ではないといったようなことを申し添えさせていただきます。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 その当初、だから分割でというような話があったんですが、課長はご存じないのかな。もしも町長、お願いできますか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 当初、中間ディベロッパーを介して、開発するときには国道307号から12ヘクタールぐらいを一次開発して、そして、それがかなったら順次奥へ進行していくということでありますが、今後の需要になりますけれど、今の進捗状況は、議会にもお示ししましたように、この図面を新たに作らせていただきました。それで、開発可能な貫通道路を造るために、町道池寺下之郷線からの動線も考えるということで、結局、ここの愛荘町側に出っ張ったところは傾斜が急なので、ここはもう開発できないという、これも当初からのとおりでありますので、それ以外の面積を有効活用してはということで、今、前へ進める段階の図面に置き換えました。

以上であります。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 そうしますと、私もその地図は以前にももらっておりますので、最近もらったやつにも書いておりましたけど、愛荘町側にちょっと出っ張ったような袋状のような土地なんですけど、あそこは今の町長の説明で言いますと急だということで、使えないということ。ということは、28万9,000ヘクタールの中から、愛荘町の方に出っ張った部分はちょっと開発ができないということの把握でいいんですね。ということは逆に言うと、開発しようとしておられる面積はどれぐらいになるんでしょうか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 区画をしますと有効面積が減ると思うんですが、開発面積は約26ヘクタール程度になると思います。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、次、3番目に移らせていただきたいと思います。開発するにあたって、土地や道路などの隣地というのがあるわけですが、先ほど課長が申されました大林組からもらったときの面積で28.9ヘクタールとなっておるわけなんですけど、土地とその外の隣地と僕は言うてしまっているんですけど、隣地の人がおられるわけなんですけど、その隣地は許可が要るか、要らんかという質問なんですけど。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 隣地の了解につきましては、工事施工箇所が個人の所有地ということになりました場合は了解を取る必要があると、一般的にどのような工事でも必要になってくるかなと考えておりますので、議員、お見込みのとおりであろうかなと思います。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 今の答弁は必要だと、それでいいんですね。

○熊谷企画監理課長 はい。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 そうしましたら、今、道路①、道路②という部分で、この間も全協でも説明あったし、今も説明されたと思うんですけど、全協のときに、前々回だったと思うんですけど、道路③と、僕が勝手に言うてるんですけど、道路①、道路②の別の3番目の道路も可能性があるんじゃないかとちょっと質問された議員がおられたと思うんですけど、そういうことはお考えではないのか。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 全員協議会でご説明させていただきました進入道路の件につきましては、これまで様々な経過、それからご議論を踏まえてきたわけなんですけども、そういったことを町長と協議させていただいた結果として、現時点でご説明、ご提案させていただいているところでございます。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。ちょっと関連で、その次の4番の方に移らせていただきます。土地の進入道路のことが、今回見直されたということで、以前は道路②のことは、一般質問でも池寺側でも道路は造れるんじゃないんですかと質問したことがありました。そのときには、なぜそういう質問をしたかというと、道路①イコール307号への出入口のところ、それは大林の道幅、忘れちゃったけど、6メートルか8メートルぐらいがあったと思うんですけど、それでぎりぎり通れるんじゃないかみたいな話があったんですが、でもやっぱり、その道路を付ける辺りにあたっては、余分の歩道とか何やかや付けていかんなんらんとということで、どうしても西明寺さんの山の土地

を考えなきゃいかんとなっていたものですから、私は池寺側がありますよと提案したと自分では思っておりますが、道路①にとられることなく、道路②をとったつもりだったんですが、そのことの見解をお願いしたいと思います。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 先ほどの答弁と重なるところがあるんですけども、そういった様々なこれまでの協議でありますとか、様々な経過を踏まえた上で、町長と協議をさせていただいた結果、今のご提案に至ったと答弁させていただきたいと思えます。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。ありがとうございました。そしたら、西が丘産業集積地の質問を終わりたいと思えます。

その次に、もう何回か聞いておるんですけど、教育行政ということで質問させていただきます。英語は教科化になっておると思うんですが、小学校英語の進捗はどうでしょうか。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 現在、小学校英語科専科教員が両小学校で、5年生、6年生、隔週2回ずつ授業をしております。英語に対する興味、関心が高まるような指導を中心に行っております。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。私事にはなるんですけど、以前も言ったことあるんですけど、僕の方はちょっと英語、そんな聞いたこともないような言葉を勉強できるんやということで、興味を持ったというのが私はあったんですが、だから、興味を持たれるように小学校の5年生、6年生から習えるということにおいて、興味を持てるような授業を何とかお願いしたいと言っておったことが過去にあります。今の課長の答弁でいきますと、興味を持てるような授業を進めていっていると答弁がありましたので、①はオーケーだと思います。

その次に、②の方ですけど、来年度から始まる教科担任制ということなんですけど、2022年から始まるように聞いております。そのときには英語、理科、算数とは聞いておったんですけど、どうも体育も加えるというように新聞に書かれているように思いました。それが合っておるか、もし、合っておったら準備、またその理由をお願いしたいと思います。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 小学校での教科担任制といいますのは、小学校の教師全員が中学校、高等学校のような専科の授業をするのではなくて、教科別の授

業をするのではなくて、現在、各小学校に1名から2名、配置されています。少人数指導教員が専科教員に付け代わって、その教員が教科指導を行うというものです。ですから、この教員の持つ専門性や学校事情により、授業する教科は変わってきます。体育が付け加えられたというのは、その幅を広げる意味があると考えております。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、いわゆる専科教員ということをお断りいただいたんですが、英語、理科、算数、体育、それは合っておりますか。それで、専科教員で回っていけるのかなという、ちょっと不安があるんですけど、その点どうでしょうか。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 合っております。全部の教科をするのではなくて、西小学校では算数と理科をするとか、東小学校では理科と体育をするとか、その学校の事情によって、教師の学年配置とかいうのを考えながらやっていく予定でございます。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 西と東と、今、課長言われましたけど、それによつての教科も言われたように思うんですけど、いわゆる両小学校ともが4教科ではないということですか。

○寺田学校教育課長 そうです。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 それで、いいんですよ。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 今、言われました教科は、その可能性がある教科です。行つてもよい教科という意味です。全教科を年間するのではなくて、学校によつて、その教科は変わってきますし、配置される人数によつても変わってきます。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。そうすると、またちょっと戻りますけど、英語も同じようなことですか。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 小学校で英語はパイオニア授業というのを単独でやっています、英語はもう特別に必ず行っているというものです。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。すいません。そうしますと、次、3番に移らせていただきます。学級担任制から教科担任制へと移行するわけですけど、その

理由というのがちょっともうひとつよく分からないんですけど、お答え願えますか。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 先ほどの答弁と重なる点があると思いますが、教科担任制というのは、学級担任制を現在やっていますけども、その中の少人数加配を教科担任に変えていくというものですから、小学校、中学校、高等学校のようなイメージではなくて、一部導入されるということなんです。学級担任制の中に一部導入されるというものです。ですから、教科担任制のメリットがありますので、そのメリットが、すなわち移行する理由かなと考えております。

4つほどメリットがありまして、特定の教科を指導しますので、専門性が高まり、授業の質が向上し、児童の学力向上につながる。それから、授業の準備の時間が減り、子どもと向き合う時間が増えるとともに、働き方改革につながる。それから、複数の教員で子どもの様子を見ることになり、個々の授業をより多面的に理解できる。それから、中1ギャップの解消につながるものと考えられます。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 今、答弁でメリットの方を言ってくださったように思うんですけど、メリットがあれば、デメリットがあるように思うんですが、デメリットとしてはあるでしょうね。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 デメリットというのは、あまりないかなという中で編み出したものだと思っていますので、学年によって、例えば小学校1年生の子に教科担任制をしたところで、先生が変わるということは、それだけ生徒はなれるのに時間がかかったりしますので、学年によっては、メリットが少ない。でも、5年生、6年生はメリットが大きいと考えています。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、次、4番の方に移るんですが、題目に教育行政と書いてしまいましたもので、ずっと順番に行こうと思っていたんですけど、4番目、コミュニティ・スクールとはと書いております。ここからコミュニティ・スクールのことをずっと続けて聞きたいと理解していただければありがたいと思います。

まず、4番目、コミュニティ・スクールとは。また、甲良町における状況は、どうでしょうか。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 コミュニティ・スクールというのは、学校教育に対する

国民の信頼に応えていくために、学校運営に関して地域住民や保護者のニーズを一層、的確に反映させる仕組みとして導入されました。

本町では、今年度から各小中学校において、運営協議会会則をつくり、推薦された学校運営協議会委員を教育委員会が任命して運営が始まっています。今年度につきましては、定期的にその協議会を開く。それから、各校でいろいろな取組を模索しているような状況です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 そうでしたか。今年から出来上がったと理解させていただきます。ちょっとこれは新聞でも読んだんですけど、年度の終わりぐらいに、選ばれた方々の学校運営協議会でいろんなことを話し合っていたかという部分があるんですけど、それを一般の保護者の方にも知らしめていかなあかんというようなことが、新聞紙上に書かれておりましたけど、その点はどう思われますか。どうなっていますか。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 各校で取り組んでいますので、各校で学校新聞、それからメールも配信していますし、そういったことで、情報提供はしております。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、次、5番に行きたいと思います。この組織を立ち上げるにあたっての問題点か何かありましたか。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 特に問題点というのは、委員さんの中心になる地域共同活動推進員さんという名前なんですけど、その方をどうやって見つけて任命して働いていただくのかというようなところで、問題点と言えば問題点とか、大変な部分はあったと思います。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 聞いておりますところによりますと、学校とPTAと色々な問題があるかと思うんです。一番単純なのが、私も経験上の話になりますけど、次年度の役員さんを決める、トップを決めるというときには非常に苦労した過去があります。そういう意味において、なかなかそういうような役員さんに簡単になってくれはったら、組織も簡単に立ち上がると思うんですが、それを、私はそんな嫌というようなことになった場合に、非常に苦労されたんじゃないかと思うんですが、組織を立ち上げるという問題点というのも、そういうようなことが出てくるんじゃないかと思うんですけど、そういう苦労はあったかと思うんですけど、そんなに言うほどの苦労じゃなかったと取ったんですけど、それで合っていますか。

○山田裕康議長 学校教育課長。

- 寺田学校教育課長 本町の場合は、学校評議員さんがずっと以前からありまして、その学校評議員制度がコミュニティ・スクールに切り替わっていますので、基本、従来の評議員さんの中から委員さんになっていただいて、そこから幅を広げていっているとか、地域で活躍されている方に声をかけて入ってもらうとかということで、させてもらっています。
- 山田裕康議長 木村議員。
- 木村議員 ありがとうございます。それでは、次、6番目なんですけど、全国ではこのコミュニティ・スクール、学校運営協議会がまだまだ全国で見えますと、まだまだと聞いておりますが、何%ぐらいの学校が導入されておられるのか、分かりましたらお願いします。
- 山田裕康議長 学校教育課長。
- 寺田学校教育課長 全国の学校のうち、現在27.2%が導入しています。本県では35.7%となっております。
- 山田裕康議長 木村議員。
- 木村議員 ありがとうございます。私も何か全国でまだ30%前後ぐらいしか組織立ってしておられないと聞いておりますが、甲良の場合はつくれたということなんですけど、ただ、ちょっと今、急に疑問が湧きました。両小学校のことを言われて、中学校はないのか、要らんのか。
- 山田裕康議長 学校教育課長。
- 寺田学校教育課長 中学校もございます。
- 山田裕康議長 木村議員。
- 木村議員 甲良中もあるということですね。分かりました。ありがとうございます。そうしましたら、次に、7番目なんですけど、校則といういわゆる学校の規則がちょっと新聞紙上を昨今にぎわせている部分があるんですけど、校則という部分で、そのコミュニティ・スクールをつくって地域の方々とお話ししている中で、何か校則というところで問題点があるように、ふっと私は思ったんですけど、甲良町はどうでしょう。
- 山田裕康議長 学校教育課長。
- 寺田学校教育課長 本町の中の学校では、各校とも大変柔軟な対応をしております。一般的に思われる理不尽な校則というか、そういうものはないと考えております。
- 山田裕康議長 木村議員。
- 木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、8番目の補導という部分にも変化があるように思うんですけど、いわゆる補導ということは、簡単に言うと、補導員が甲良町にも、例えば花火大会だとか、今はちょっとなくなっちゃいましたけど、甲良町の夏祭りのときには、補導員さんが何名か

で見回りをしておられたように思うんですが、そういう部分も、コミュニティ・スクールの中で補導という部分に関しては、何か変化があったのかなと思ったんですけど、どうでしょうか。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 今までPTAの方々を中心に、学校の補導、夜のパトロール等を行わせてもらいました。そこに、コミュニティ・スクールができましたので、だんだんとそういうことの中にも入っていただいて、その地域として子どもを育てていくということをしていきたいと考えております。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 この補導という部分で、何かある自治体で補導件数が1年で激減したと書いておりました。だから、コミュニティ・スクールというのは、甲良の場合できているということで、ごつつ安心した部分があるんですけど、それによって補導件数が少なくなっているという、これは全国的な話ですけど、補導件数が1年間で激減したという報道が新聞紙上に載っておりましたので、これはコミュニティ・スクールという、学校運営の協議会が立ち上がったら、それはそれでごつついメリットがあるんじゃないかと思っています。今の答弁で、甲良にはありますということなので安心しました。

そしたら、その次、GIGAスクールということでちょっとお尋ねしたいと思います。GIGAスクール構想で、タブレットを今年だったかな、貸与されたと聞いておりましたが、進捗はどんなものでしょう。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 今年度4月から、甲良町では教員中心にICT教育推進委員会を立ち上げまして、ICT教育について協議を続けています。タブレット使用にあたってのセキュリティポリシー等も作成し、教職員、それから児童生徒の端末使用ルールを決めて、それから、保護者から同意書等を得まして、タブレット使用がスタートしております。

教職員向けには各校で研修会を行い、教員の技量の向上に向けても取り組んでいます。児童生徒に対しては年度当初、高学年が中心のタブレット利用でありましたけれども、現在では全学年の児童生徒が授業でタブレットを使用している状況です。今後は、このタブレットの家庭への持ち帰りに関して、ICT推進委員会で検討を行っている状況です。

以上です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、その次の10番目なんですけど、パソコンの端末、僕はちょっとパソコンの方に強くないんですけど、パソコンの端末やチャット機能というのがあるように聞いております。

それを利用してのいじめだとか、あるいはスマホのいじめだとか、全国で増加しているように聞いておりますが、甲良町はどういうような状況でしょうか。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 児童生徒には、タブレット使用におけるルールを守る指導を行っております。授業中や休み時間に自由にチャットをしている児童生徒はいない状況です。チャットしたとしても、セキュリティ等が上がっていますので、その個人を特定できる、誰が送ったとか、送っているとか、そういうような状況ではありません。

それから、スマートフォンでSNSを利用する児童生徒は、これは多くいますが、各教員が細かな見とりと教育相談や保護者との連絡等によって、いじめにつながらないように最善の努力をしております。毎月の生徒指導報告にも、いじめの件数は上がっていない状況です。

以上です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。甲良の場合は、すごく安心できるなという答弁をいただいて、ありがとうございます。ご存じかと思いますが、東京の町田で、もう1年になると聞いております。端末のパスワードが何か全員一緒やったというようなことが載っておりまして、それでいじめが起こって、誰が送ったとか、どうのこうのが分からなくなったような記事が載っておりまして、それによって、年間に400人超ぐらいの悲しい出来事が起こっておるといふ報道がありました。

それは、このGIGAスクール関係が多いということじゃなく、やっぱり家庭不和だとか、精神障害になったりとか、それと、去年、今年でコロナのためにテレワークの仕事、どこにおっても、いわゆる家においてできるような状況が、このコロナの関係で生まれてしまいました。それによって、両親なり、親が家に居るといふ部分があり、だから家庭の中でいろんなことが起こってしまったんじゃないかと思っています。でも、今の課長の答弁で、甲良ではパスワードも別々だということで、何か不具合なことがあったら分かると答弁いただいたので、ちょっと安心しましたので、ありがとうございます。

そうしましたら、11番に移らせていただきます。不登校の児童生徒が全国で約20万人と聞いておるんですが、甲良町では不登校というのはどうでしょう。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 昨年度の生徒指導の報告によりますと、年間90日以上

の欠席者は、小学校で3名、中学校で2名となっております、この数字は例年の数字と大きく変わることはありません。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 90日以上云々となっていたんですが、小学校で3名、中学校で2名と聞きましたけど、90日以上と言われましたけど、90日以上ということは約3カ月、土日、祭日が抜けたら4カ月になるかもしれませんけど、それでもって不登校とされるのか、あるいはもっと長きにわたって、極端に言うたら1年とか不登校になっておられる生徒さんも、今聞いた小学校、中学校5名の中には、1年もなったら出てきはったよというようなことなのか、ちょっとお願いできますか。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 年間90日といいますのは、国が定めた不登校の定義の単位でございます。本町の場合、今挙げたその3名、それから中学校2名が今現在、何日休んだかというデータは持ち合わせませんのであれですけども、ずっと完全不登校ということではございません。学校に出てきて、また休んでというようなことだと思います。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 分かりました、ありがとうございます。通告書にはないんですけど、学校の中でのフリースクールと書いてあったように思うんですけど、そういったものがある学校では、学校の中にフリースクールという部分があるように載ったんですけど、甲良ではそういうことは考えがあるかないか。する、せんじゃなく、あるかないかということだけお願いできますか。

○山田裕康議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 甲良町でというのは、僕の口からは答えられませんけれども、私自身の頭の中には、学校の中のフリースクールという考えはありません。ただし、別室というのは設けていますので、教室に入れない子が一時的に避難をして、話を聞いてもらったりとか、ある一定時間、勉強して落ち着いて、また戻るとかという部分は、各学校とも設けておりますので。

以上です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうしましたら、学校教育に関しては終わりたいと思います。

次、最後に各種がん検診ということで、お尋ねしたいと思います。甲良町における各種がん検診の種類と総予算は、令和元年、2年、今年3年ぐらいで、もしも分かればお願いしたいと思います。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 甲良町のがん検診につきましては、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの5項目を実施しております。予算額につきましては、令和3年度当初予算といたしまして925万3,000円と通信運搬費58万7,000円を計上しておるといところでございます。令和2年の決算額でいきますと702万2,570円、元年では923万6,416円いところが、決算の数字でございます。

以上です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。元年が923万円、2年がちょっと減って、3年が今予算ですけど増えているということで、2年が減ったのは何か理由があったんですか。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 コロナ禍でございまして、検診等をちょっと制限させていただいた、人数を制限させていただいたといところでございます。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。ありがとうございます。そうしましたら、次に2番の方の各種がん検診、今言ってくださった5大がんと捉えてもいいんじゃないかと思うんですけど、がん検診の方法ということでちょっとお尋ねしたいと思います。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 まず、胃がんではバリウムによる胃部のエックス線検査と、医療機関での胃内視鏡の検査といところでございます。肺がんでは、肺の部分のエックス線の検査、大腸がんでは、便潜血反応検査、子宮頸がんでは、細胞診、視診、内診の一連の流れの検査、乳がんでは、マンモグラフィ検査を行っておるといところでございます。

以上です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。分かりました。今この5つをおっしゃってくださっているんですが、毎年とは言い切れんですが、私も2年に1回は絶対、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診と受けております。それによって、大腸がんの検診をしてくださるときに、本当に20数年、20数回、年に1回ですさかいやっておるわけですけど、当初からキットといいましょうか、検便をする器具が変わっておりませんが、物すごく毎年、毎年やりにくいな、やりにくいなと思いつながら、今日この頃に至っておるわけですけど、あれはもっと簡単にできないものかなと思うんですけど、どうでしょう。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 申し訳ございません。ちょっと医療的なところについては、私は存じないところでございますが、今、公で厚労省が認めたものを使用しているかと思えます。

以上です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。課長が知ってはったらよく分かるんだと思うんですけど、そこは追求することはなく、次に進めさせていただきたいと思えます。3番目、各分野の検診数というのが出ているかと思うんですけど、お尋ねします。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 医療機関をちょっと除きますが、11月15日まででいきますと、胃がん検診が232人、肺がんにつきましては335人、大腸がんですと408人、子宮頸がんでは182人、乳がんですと186人の方が受診をされたというところでございます。

以上です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 簡単に言いますと、僕の想像でいきますと、胃がん、肺がん、大腸がんが私も受けている部分なんですけど、同じような数字が並ぶかなと思ったんですけど、そうじゃなくてやっぱり胃がんは胃がんで、バリウムを飲まなあかんという部分がある。肺がんはエックス線だから、いわゆるレントゲンを撮っていただくというだけで、大腸がんに至っては、今言いましたけど、便検査でとなっておってやりやすいと、受けやすいと思っておられる方が多いんだと思うんですけど、やはり胃がん検診がちょっと少なかったんですけど、何か理由は、分かるならば。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 特に分かりません。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。それから、今も言いましたけど、私は胃がん、肺がん、大腸がんは自分で受けておる部分なんですけど、大腸がんというのは簡単に言うたらやりやすい方向なんです。でも、胃がん検診になると、今も課長もおっしゃいましたけど、バリウムを飲まなあかんとなっております。バリウムが嫌やったら、直接内視鏡の方に行くということもあるんですけど、カメラはカメラでいろんな悩みというかがあるものですさかいに、すぐにカメラと僕自身はいけていないというのが現実で、胃がんの検査はバリウムをずっと飲ませていただいております。ところが、以前にバリウムを飲んで、

ちょっとしたら物すごくお腹が痛くなっちゃって、どうなってるんやろなと
いうことで、再度、病院に行ったことがあります。それで、病院に行って、
レントゲンを撮りましょうということで、レントゲンを撮ってくださったら、
バリウムが大腸の中に憩室という、いわゆる休憩の憩と部屋、教室の室、憩
室というのがあるらしいんです。そこにバリウムがたまってしまって、腹痛
を起こしたんじゃないかというような部分がありました。だから、それになり
てからは、その次に胃がん検診を受けるにあたって、物すごく抵抗があり
ましたが、やっぱりそれが一番やってもらいやすいということで、また復活
させていただいて、その後は腹痛になることなくずっと来ているので、毎年
そういうふうにしております。

それと、やはりバリウムを飲むということに関して、いわゆる便秘になっ
たらえらいこっちゃとあるんですが、それに関して、今日この頃、N-N O
S Eというコマーシャルを皆さん見たことがあろうかと思うんですが、コマ
ーシャルの時間帯に当たらなかつたらご存じないかと思うんですが、N-N
O S Eの尿検査ということが載っております。N-N O S Eの尿検査という
のは、どういうふう理解しておられますか。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 N-N O S Eでございますが、線虫ががんの方と、がん
でない方の尿の臭いを嗅ぎ分け、がんの患者さんの尿の臭いを好む習性を利用
した、がんのスクリーニング検査と聞いております。

以上です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 そういうことだと思います。そうしますと、5番目なんですけど、
N-N O S Eの尿検査が幾らぐらいかかるのかなというのがちょっと気にな
ったので、もしも分かればお願いしたいと思います。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 まず、標準的な単価があるかどうかというのにつしまし
ては、県の健康寿命推進課に確認しましたところ、把握はできていないとい
うところでございます。広告等なりで載っておりますのは、1万円をちょ
っと超えたぐらいというようなところで掲載しておるところは見かけ
たところがございます。

以上です。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。このN-N O S E、聞きましたら、こ
のN-N O S Eに限らず、もっとほかの方法というか、簡易な方法で検査を
受けられるような機関があると聞いておりますが、テレビで知ったのはN-

N O S Eだったので、これに関して質問させていただきましたけれど、このN－N O S Eよりも、その前にもう一回戻りまして、私の場合、くどいようですが、胃がん、肺がん、大腸がんというのは受けております。それを苦勞しながら受けていたという部分であって、簡単に受けておったんですけど、考えてみたら、何度か精密検査を要するということがありましたので、それはそれなりにカメラをといた経緯があるんですけど、それでも一応、どうもなかったということで安心して暮らしておるわけなんですけど、がん検診を受けるということは、万が一があるかしらんということになるわけです。

それは結局、何と言いましょうか、早期発見という部分があるんですけど、それよりも今言うてるN－N O S Eで尿、おしっこ1滴、2滴で分かるようなことがあれば、逆に言うと、さっきから申しました5つのがんということを知りましたけど、がんというのは、人間の体全身のどこかにできるかもしれません。そういうことがN－N O S Eでチェックした場合には、どこにあるかというのは多分分からんかとは思うんですよ。それから、もしもなかったら別に全部クリアで通るんですけど、もしも陽性と検査結果が出たときには、改めてどこや、どこやということで探していかならんとも思うんですけど、そういうようなことだというふうに、イエス、ノーの答えだけお願いできますか。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 補助のことであるならば、現在のところ、研究段階というところでのN－N O S Eでございます。まだ取組の成果までは、厚労省なりには最終的な通知というのはまだいただいておりません。今ほど、木村議員がおっしゃったように、このN－N O S Eの検査につきましては、がんの種類でありましたり、進行度は現時点では特定ができないというものでございますので、今、補助であったりとかそういうところについては考えておらないというところでございます。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。先ほど、がん検診の1番のところ、予算関係のことを聞きました。人数も聞きました。それに対してどれくらいの費用がかかっているかと、ちょっと計算ができませんのであれですけど、N－N O S Eの方の検査ははっきりはしないけど、1万円前後だろうと答弁をいただきましたが、今後、今言います検査がおしっこ1、2滴で分かるような検査らしいので、僕はそれが来年ぐらいからそれを試してみようじゃないかとは思っているんですけど、そういうふうに思われる町民さんが多いように思うんですけど、そういうN－N O S Eだけじゃないけど、そういう検査に、今のがん検診と一緒に補助というようなことが考えられないかという

ことをお聞きしたいと思います。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 重複して申し訳ないんですが、今ほど述べましたように、がんの種類、進行度、逆にしていただくことによって不安をといるところもございまして、やはり今、私どもやっておりますがん検診なりを受診していただくというところを一番に考えていきたいと思っております。

○山田裕康議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。私もこのコマーシャルを見かけたのが、多分、秋ぐらいからだったと思うんですけど、ほんまにほやほやのコマーシャルで、一体、この先どうなるかなとは思っているんですけど、一般のがん検査と同じように、こっちのN-NOSEの検査も補助が出るようなことになれば非常にありがたいなとは思っております。今後どうなるか分かりませんので、もちろん見ていく必要があるかと思うんです。

最後に、がん検診、診断は受ける人が約6万件ほど減ったと新聞に載っておりました。これは、新型コロナの関係だと書いておりました。感染拡大に伴う検診の中止だとか、受診を控えるというようなことが影響したらしいでございまして。その続きで載っておったのが、ちょっと古いんですけど、2005年から2008年、4年間にがん検診を受けられて、がんがありますよと言われた患者さんが約12万人ほどおられたと載っておりました。その12万人の方が、よく聞くのが、がんの生存率という言葉をよく聞くんですけど、がんの12万人の方の10年の生存率が60%まで上がっていると、改善傾向にあるという記事が載っておりました。今日では、もう大分古い数字なので、もうこれから十何年たっておるわけですが、だから今はもっと改善して、生存率も上がっているように思います。それには、早期発見というのが一番大事なようなことだと思うんですが、だから可能な方は新型コロナワクチンというのが主流で、3回目を打つ、打たんという話があるんですけど、もちろん体調を考えてのことなんですけど、いろんなワクチンもあります。だから、ワクチンがあれば利用して打っていただいて早期発見、何事も早期発見が大事なので、可能な方はぜひワクチン接種を受けてもらいたいと思ひ、一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○山田裕康議長 木村議員の一般質問が終わりました。

次に、5番 阪東議員の一般質問を許します。

5番 阪東議員。

○阪東議員 5番 阪東です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、質問をさせていただきたいと思ひます。

その前にちょっと、町長の議案の説明のときに、人口減少の数字が15年

前と言われましたか。

○野瀬町長 25年前。平成7年です。

○阪東議員 平成7年、25.6%。

○野瀬町長 25.8%。

○阪東議員 25.8%。ありがとうございます。

それでは、通告書に従いまして質問させていただきます。少子化の現状についてということで、2番目は高齢化のことにに関して質問しているんですけど、まずは少子化について質問をさせていただきます。

日本全国、少子化というのは、どの地域も頭の痛い問題だと思っております。特に私たちのこの甲良につきましては、人口減少は最たる問題で、逆に言うたら手後れかなという気もしております。そういった中で諦めてはいけないんであり、根本策というのはこれから必要ではないかなと思います。1つは、次の質問になってくるんですけども、私も彦根の方に通学してまいりますと、かなり河瀬とかいうところについては、登校の列も非常に長く、本当に羨ましなと思っております。私たちの集落でも、ちょっと数字が間違っているかもわかりませんが、来年は小学校入学の人が1人ということを目にしております。甲良で4番目の大きい集落で、そのような状態ということになってくると、もうかなり深刻かなと思っております。その中で、まず質問としまして、東西甲良の来年の1年生の入学は何人かという質問をさせていただきます。

○山田裕康議長 教育次長。

○福原教育次長 東小学校へは29名、西小学校へは19名で、合計48名が入学見込みです。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。ここ2年ぐらい、コロナの影響で毎年、議会から入学式に、小学1年生の入場行進を見てみると、だんだん寂しくなるのが現状です。そういった中で、若い方というか若い夫婦が他の市町に転出をされているのが現状かなと思います。なかなか入ってくる人は、転入されている人が少ないかなと思っております。我々、甲良が生活する上で本当に魅力がないかなあという気がしております。今言う、世代間の格差、我々のときにつきましては、土地を守れ、長男は絶対ここを守れということをおっしゃってきただけですけども、今の世代間の考え方、ジェネレーションギャップといいますか、世代間格差というところがこういうような状況に出てきたかなと思います。そこでまた、2番目に同じ消滅地域で、近隣の多賀の状況はどうかということについて伺いたいと思います。

○山田裕康議長 教育次長。

○福原教育次長 多賀町に確認したところ、多賀町では来年度、入学見込み者は約73名とのことでした。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。大体同じような形で推移しとるんかなと思います。

次に、今後、入学児童の推移の動向ということをお聞きしたいと思います。このように激減する状況に対して、歯止めがかかっていないという状況として、真剣に若い方がとどまる施策を企画する必要があるかなと思っております。そういった中で、推移の動向というところについては、どのように試算されているかというところを伺いたいと思います。

○山田裕康議長 教育次長。

○福原教育次長 先ほど、来年度の見込み者48名と言いましたが、令和5年度の見込み児童は50名です。令和6年度については、40名が入学見込みとなっております。また、昨年4月2日から今年の4月1日までの出生児というのが22名です。今後、さらに減っていくのかなとは感じております。

また、それに対する施策なんですけど、以前から建部議員も言うてくれるような子育て支援、出産祝い金であったりとかというのを見直す必要があるのかなというのを感じております。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。今ようやく、建部議員の方から何年か前に出されました出産についても、例えば人数が増えるごとに段階的に応援金というものを出してはどうかという意見がありました。甲良もやはり無駄遣いもあると思うんです。やっぱりそういったところについて、若干やっぱり縮めていきながら、やっぱりほかのところからやっぱり転入していただけるよううまいところがないと、転入してもらえんのと違うかなと思います。

それと、高校までの医療無償化というのも豊郷もやっってはりますし、できるだけ早く甲良についても導入してもらって、安心できる子育て対策という形について、やっぱり今後考えてもらう必要があるんと違うかなと思います。そういうことで、よろしくお願いします。意見だけちょっと聞いておきます。そういうような施策について、また、考えていただけるというところでもよろしいですか。ありがとうございます。

次に、高齢化による健康づくりについてお伺いしていきたいと思います。人生100年時代ということで元気に暮らしていけるお年寄りが沢山おりますが、フレイルということで、フレイルという言葉は、健康と要介護という、介護者との真ん中というか、虚弱者というものを指す言葉ですけど、単に見る限り、そぞろ歩きというものについてもフレイルに属するかなと思ってお

ります。そういった中で、本町では現在そのような方が何人おられるかということについて把握されているかということでお聞きしたいと思います。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 要介護者、フレイル、プレフレイルということでお伝えしたいと思います。

まず、要介護者の方でございますが、令和3年10月での65歳以上の要介護者認定の方は424人で、65歳の人口では18.7%というところがございます。参考までに元年ですが、滋賀県では17.4%、全国では18.4%という数字になっております。認定者数のうち、要支援の1及び2の方で53人、要介護1の方で110人というところがございます。

続きまして、フレイルの方でございますが、特に定義はございませんが、今述べました要支援1、2の方、要介護の方163人をフレイルということ想定はできるかなと思っております。65歳の人口でいきますと7%、令和元年度の数字ですが、滋賀県では8.15%、全国では8.96%というような数字でございます。

最後に、プレフレイルの方でございますが、令和元年度の国保データシステムからでございますが、75歳以上の後期高齢者の方で介護の認定を受けておられない方、そのうち、脳血管疾患、心不全、虚血性心疾患、腎不全の合併症を起こしておられる方は362人で、75歳人口比でいきますと33.4%、滋賀県は申し訳ない、把握しておりませんが、全国でいきますと34.4%というような数字が出ておるというところがございます。

以上です。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。これから質問しようとする2番の中も、若干答えてもらったんですけど、甲良というのは非常に健康が悪いと思っただけですけど、全国、滋賀県からすると、そうでもないという事の解釈というところで、この問題については、そういうような形で見てもいいんですかね。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 若干、いろいろな数字の取り方はございますが、平均寿命等でいきましたも、そういうような大きな差はないように私も感じ取ったというところがございます。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。続いて、3番の町としてフレイル、プレフレイルの方々を少しでも減らす活動をどのように指導または取組をされていますかというところで、基本的には栄養指導、運動、社会参加ということ

で、具体的にお聞きしたいと思います。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 まず、1つは各字の高齢者のサロンでございます。ここでは、保健師、栄養士等の高血圧と減塩の健康教育であったりとか、運動指導士さんの認知症予防の運動指導なりを行っているというところでございます。各サロン、各集落でございますが、年間1、2回についてはご要望いただく、また、こちらからお声かけをさせていただくというところでの対応というところでしております。

また、ライフサポートセンターで筋力トレーニングの教室、また、頭で考えるコグニッションと体を動かすエクササイズなどのコグニサイズ教室についても週1回、開催させていただいておるという状況でございます。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。④の方で、私たちの集落、どこの集落でも一緒やと思うんですけど、健康推進員という方がおられまして、その方々が地域の年配の方に健康学習というものを、自ら貴重な時間を割いていただいて、先日、下之郷については手作りの説明パネルを準備されました。そのパネルについては、かなり時間がかかって大変な作業だったろうと思っております。しかしながら、うちの集会所の方に展示したわけなんですけれども、健康な人にとってはなかなか関心が薄いというのも現実であります。

それらについては、活動をやってもらっているんですけども、やっぱりそういうPRというものについての紹介が、やっぱり町としても少ない、村の広報としてもなかなかそういうようなところできていないということについて、やはりそういうものを町としてキャッチすれば、地元がやっぱり一番身近で、要は集客もできるというか、集められるところなので、その辺のところについても気配りをさせていただいて、こういう方々がやりがいを持てるような、町としても後押しもしてほしいなと思っておりますが、いかがですかね。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 今ほど、健康推進員さんというお言葉が出ましたので、少し説明だけさせていただきますと、各集落からの推薦で任命され、養成講座を受講していただきまして、健康推進員さんということで活動をお願いしております。甲良町では約50名の健康推進員さんの方々に、今、阪東議員がおっしゃいました区民であったり、町民を対象にやったり、健康づくりの啓発をお願いしておるというところでございます。

今ほど、各集落での取組の中で、私ども担当と健康推進員さんがいろいろと打合せをさせてもらうんですが、行き届かない点、また広報等の啓発等については、今後またしっかり対応していきたいと思っております。

以上です。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 今、コロナ禍ということで、なかなか人集めもままならん状況やと思うんですけども、コロナが明けますと、ある程度、我々も何とかしてよとも言われましたので、そういう村のイベントというところについても、そういう展示コーナーを設けながら、やっぱり多くの人に来てもらって見てもらおうと思っております。そういったところで、この間の展示物というのは非常にやっぱり優秀な展示物やと思っております。そういうようなものをいろんな各地域というか、各集落はいいものがあれば交換しながらまたそういうところで役に立てて、展示物を使ってもらうというところも紹介しながら、そういう機会を町として設けたらええんと違うかなと。作るのは大変だと思うんです。大変な中で、僅か数日間、貼るだけの話であって、これは多くの人にやっぱり見てもらった方がいいので、例えば、我々のところは長寺、呉竹という展示物を、その健康推進員という内容はよく勉強してはるんやから知ってはると思うので、出向かなくてもその健康推進員の人に、また、その地域については説明してもらおうという機会を設けて、展示物が時代遅れということはないので、そういうような貸し借りができるような状況を、保健福祉課の方が先導的な役割に立って、やっていってもらえば幸いだなと思っておりますが、意見をお聞かせ願いたいと思います。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 阪東議員に言っていただきましたご意見をちょっと参考にさせていただいて、区民の啓発、そういうことによってまた、だんだん町民さんへの啓発ということにもつなげていくということになろうかと思っておりますので、今のご意見については参考にさせていただきたいと思っております。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。そしたら、次の⑤番の方に移らせてもらいたいと思います。

今後、人口減少が進む中で、高齢者の定年延長がますます伸びていって、就労の機会というのが一層進むと思っております。そういった中で、年金が下がる中でやっぱり老後を無理なく、うまく就労していって、経済的にも心配がないように、生き生きと暮らせる社会づくりというの、町役場としての課題というか、重要やと思っております。そういった方策の考え方を今からちゃんと構築していかないと、本当に老後の不安と老後における格差がますます生じてくるように思いますので、そういった点、やっぱり就労の機会を率先して開拓していくというのが重要だと思いますが、いかがですかね。

○山田裕康議長 産業課長。

○西村産業課長 まず、現在、国では働く意欲のあるシニアが年齢にかかわらず働くことができる生涯現役社会の実現に向けて、地域と連携し、生涯現役促進地域連携事業を推進しております。これを受けて滋賀県では、生涯現役促進協議会を設立しまして、長寿県である滋賀県の特徴を生かし、人生100年時代を見据えて、シニアの活動促進を図るため、しがアクティブシニア活動推進事業を実施しているところでございます。これは、シニアの就労・地域活動への意識の醸成、また、相談事業支援をはじめ、企業への訪問アドバイス等による多様な就労機会の創出など、各種事業に取り組むものでございます。

甲良町としましては、今、議員提案の件につきましては、まだ協議もできていないところでございますが、今現状のところでは、こういう滋賀県の施策の方を町民の皆さんに紹介していきたいと考えております。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 老後破産という言葉もちょこちょこ出ていますし、やっぱり金がなくて、安心して暮らせる2,000万円が絶対要るんやということが、国の方でもぼろっと口が滑ったという形で言われています。そういった意味で、今、映画で多分上映されていると思います。高齢者の金がないという、ちょっとタイトルは忘れたんですけど、天海祐希さんが主演になって、今、多分上演されていると思います。「老後の資金がありません」というタイトルで、今、上映されていますので、一遍、僕も見に行こうと思っているんですけど、見に行ってもらえば、そういう形も少しずつ分かってくるんと違うかなと思います。

続きまして、過疎地の暮らし支援の準備についてということでお伺いします。

最初に、町長の方から過疎地の状況というお話がありました。そういった中で、①の方でちょっと2つに分けてお聞きしたいと思います。昨年の2月の臨時議会で、町長の所信表明の中で農商工連携の企画を計画しているという旨のお話がありました。農業も、要は建設といいですか、土木といいですか、そういうところについても大きく基幹産業だと思います。その中で、特に農業の担い手を補うために、商工会の建設事業部と連携を取りながら、何か進展する事項がないかということで協議を深めてまいりたいと言っておられました。そのときの資料をちょっと読みますと、「甲良町の産業基盤の農業と商工業の連携についてであります。令和元年から集落営農組織の経営体質の強化をめざし、集落営農法人の役員を対象に湖東農業農村振興事務所からの指導を得て、年3回ずつ研修を重ねてまいりました。令和元年度の最終回の3年3月に、新たな歩みとして農商工連携の企画をされました」という

ところでは、そういった意味で、基本的にはそういうような形の連携をしましたということで、ここについては何か進展があったのか、なかったということをお聞きします。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 引用いただきました。残念ながら事前に甲賀市のエリアで集落営農法人と商工会建設事業部が視察に行くと。そして、継続的に意見交換をして、両業種の連携強化ができないかという指導につなげていく。これは、前段の湖東農業農村振興事務所に集落営農法人の後継者養成、あるいは今後の事業展開という勉強会をした後で、そういう企画を設定しましたが、残念ながら、コロナ感染ということで、その研修もできず、今年度も継続的にコロナ禍で実現ができておりませんので、それについては、引き続き湖東農業農村振興事務所、それからJA東びわこ、行政が一体的に連携協力しながら、第一歩を、コロナが落ち着いた時点で、再開したいと思っています。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 是非でも、将来やはり農業については、完全に担い手不足に陥ってしまうと思います。今、東びわこの方でも基本的には子会社というのが2つあるんですけれども、それは多分、例えば甲良の土地も持ってくれということになればパンクしてしまうという形が目に見えている。そういった中で、どのようにしていくかということが、今後やっぱり国や県、取りあえず東びわこを含めて、町も含めて考えていく必要はあるかと思っています。そういった中で、まずはこの美しい美田というか、美しい田を守っていくために、後世に伝えるために、やはりこういうような連携というのでも十分に考えていく必要があるかと思っています。一番の問題は、農業の単価が非常に低い。要は給料が低い。片や給料が高いという方がいるという、その格差を埋めるのは、これはもう行政だけしか埋められへんので、やっぱりそういうことについても考えていく必要があるのではないかなと思います。

それで、質問の中なんですけど、さきに述べましたとおりに、甲良町の人口減少で、町長の説明どおり、将来、過疎地という形になります。地域での暮らしや生活面で不自由を強く感じる人が、これからだんだん増えてくるように思います。そのような中で、暮らしを守るためにも、支える活動を準備しとかんとあかんと思っています。

国では農村のRMO、地域運営組織ということで、これは先日、農業新聞の中に出ておりました。集落機能を補う事業体を、国の方が支援する取組が始まろうとしております。暮らしを支える活動というのは何かあるんやということで、私もこう思っておったんですけれども、これは今のフレイルの方とか行けませんので、町へのこういう窓口の代わりとか、外出されるときの

支援とか送迎、河瀬駅まで送迎とか、そしてある地域では雪かき、雪下ろし、そういうようなところとか、庭の手入れ、買物をするための支援、声かけや見守り、高齢者の交流、宅急便とかが来られまして、寝たきりであれば家の方が中にはおられても出てこられませんので、一時預かりの場所、庭先の集荷、これを宅配のところまで持って行ってほしいとか、あとは遊休農地の手入れとか、至るところを考えるとこうあるんです。

これらの暮らしを支える活動というのは、基本的にはやっぱりNPOというのはもう限界が来ている。もうこれでは絶対無理やと思うんです。そういう中でやっぱりその活動を支えるのに対しては、法人格を習得しないと制約が生じますと、農水省が言うてます。やっぱり法人格というのは、基本的に何が起こってくるのかというと、やっぱり送り迎えすると逆に白タクという形で見られたり、いろんな問題が生じるので、そこはこの法人についてはオッケーですよという形を国としても出さんとあかんので、2種免許を取らんでも、1種でも乗れますよという形を取らんとあかんので、そういうところをやっぱりこれから進めようという、法人格に割当てをしようという形で進められるということで、当然、国の支援もいただけますけれども、個人の受益者負担も若干起こってくる可能性もあると思うんですけど、甲良としても、ある程度こういうところに、せっかく今、法人とかができているし、そんなところについてもひとつ投げかける、それがいいか分かりません。今、下之郷では地縁団体というか、団体、法人を取りますので、そういうところに対して、どちらがその地域に役に立つかということに対して、やっぱり考えていく必要があると思います。町長、今、説明した中でご意見を聞かせていただければ幸いです。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 先ほど申し上げました異業種交流、いわゆる商工農業連携というものもひとつめざすポイントだと思っておりますし、議員に提案いただきました農業新聞、読ませていただいて、内容も今ご説明いただいたとおりであります。ただ、下之郷さんの地縁団体、13集落に先駆けてやってもらっております。甲良は農業を支え、集落を支えるという集落営農、農業法人がありますし、それから区の事業を支える村づくり、下之郷で里づくりという、その2つの団体が区なり、農業組合を下支えしているという状況であります。この農村RMOについては地域指定がありまして、新聞にも書いているんですが、中山間地域という縛りがありますので、このやり方を今度の新過疎法の中にうまく織り込めないかなという工夫が要ると思いますし、そして、今の言いました新たな組織をつくるということ自体に、その組織をつくって活動して、成果を生んで定額補助やということでもありますので、新たな組織が

うまいこといくのかという課題がありますが、全体抱えているご提案についての課題については、いたく、農村集落、あるいは人口減少の甲良においては大きな課題であるという認識をしておりますので、先ほど言いました農商連携の方では、特定地域づくり事業協同組合制度というのもありまして、甲良でどううまく運用ができるかということは、さらに3つ目の過疎の計画と一緒に考えていきたいと思っております。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。是か非でもできるだけ地域のための施策をお願いしたいと思っております。

最後で、4番目で新しい教育長にお伺いいたします。前任の松田教育長にもよく似た内容で、就任される当初にお伺いしております。通告書に克明に書いておりますので、そのとおりにお伺いしていきたいと思っております。

まず①に、先日、議員との挨拶の中で、甲良の在籍期間が非常に長いということで、愛着があるというお話をされておりました。先生として就任当初から現在まで、児童生徒や地域性、特に保護者の考え方というのが、要は就任されたときから強く変わっている点について、何かあったらご説明願いたいなど。特に、よくこういうところがよくなっているよというところと、こういったところについては悪くというか、十分でないなというところがありましたら、お答え願いたいと思います。

○山田裕康議長 教育長。

○青山教育長 それでは、教育長に就任させていただきまして、私の思うところ、今のご質問に合うかどうか分かりませんが、回答させていただきたいと思っております。

私が最初に甲良中学校に赴任させてもらったのは、30年以上前であって、そのときと今を比べるということはちょっと難しいかなと思うんです。やっぱり社会情勢も、また教育環境も違いますので。ただ、私が甲良中学校の教頭をさせてもらったのは10年ほど前なんですけども、そのときと比べてですが、変わらないところは、やはり生徒、この甲良町の子どもたちは大変温かい、言うたら気さくな子が多くて、すぐやっぱり声かけができる、そういうところはすごくいい。また、挨拶ができるというところは、私はずっと教頭、校長をさせてもらったときから、今も言い続けていますけども、誇れるところかなど。全員ではありませんけども、ほかの学校よりはできるかなど思っています。

あと、一番懸念しているところは、やっぱり先ほども課長の方から話があったり、また、木村議員さんの質問もありましたが、子どもが減っているというところは大変大きな課題です。来年度については、甲良東小学校も単学

級、全て、甲良西は今年度も単学級、学年が全部1になると。中学校については、2学級、35人学級を編成していますので、40人でも2学級なんですけども、今、3年生は50人切っています。だから、そういう状況が続いていくということは、昔よりは学級減が起こっていると。となると、県の職員定数が減らされています。言うたら、今年度、令和3年度と令和4年度で比べてみると、東小学校は教員が2名減になります。2名減になったとしても、子どもたちに関わる先生の仕事量というのはそう変わりません。そこはやっぱり何とかしなきゃならないなというのが、今の私の一番の課題だと思っています。

また、生徒の様子を見ると、昔、私らが関わってきた子たちは、大変語弊があるかもしれませんが、言葉は悪いかもしれませんが、やんちゃであるということが多かったのですが、大変今は落ち着いた生活をする子が多くなりました。また、問題行動、対教師暴力、また、生徒間暴力、大変減っています。ただ、目に見えないメンタル的な部分での課題を持つ子が多くなっているなど。その点については、不登校という形で出たり、または先ほどありました別室で勉強したいということで手当てをしているんですけども、不登校の子については、やはり今、町内で子ども支援センターをつくっていただきまして、そこで面倒を見ていただいている子たちもいますし、また、学校内で夜間登校させた子もいます。

そういう形で、学校としてできる限りの手当てをしていきたいと思っていますけども、やはり今、外部機関であるSC、スクールカウンセラー、またはSSW、スクールソーシャルワーカー、ここら辺の方の支援が今はもう不可欠であるなど。そして、今も言いましたように、中学校であれば子育て支援センターが近くにありますので、その協力を得なきゃならない。ましてや、課題によっては児童相談所あたりの相談機関にも声をかけてお願いしなきゃならないという子たちが増えているということに、大変危惧しているところです。

また、地域、家庭の考え方ということについては、昔からですが、ここの甲良町内の地域の皆さんは、学校に対する期待度は大変高いものがあります。それは、今も変わりません。やはり学校が頑張ってもらいたいと、学校に何とかしてほしいという声は聞きます。ただ、学校が家庭にアドバイスしたときに、そのアドバイスに同調して同じ方向で子どもたちに接してもらえるとという家庭は多くなっています。ただ、中にはやはり教育力の低下ということで、教育が不足していて、いろんな面で学校が手を出さなきゃならない、学校支援が必要だという家庭も多くあります。そのときには、学校が家庭を訪問したり、やはり教育相談したりということで、子どもたち、また保護者の方への

支援ということをしなきゃならないんだと思っています。どちらにしても、子ども支援、家庭支援については、やはり子育て支援センターの充実ということが、今後不可欠であると私は思っています。

以上です。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。先生の思いが分かりました。

次に、2番目に聞きたいと思います。議会で過去から物議をかもしております学力の件です。他校と比較し、我が甲良は学力が低いという議論がありますが、どのように感じておられるかの質問をさせていただきたいと思います。私自身は、学力とは別に、やっぱり思いやりや感受性、感謝の気持ち、道徳など、最低限度のものが備わっていれば、社会に出ても怖くないなと思っております。しかしながら、なかなかそのようにいかないのが現実、目先の我々、大人と思うんですけど、先生は教育者として、どのように感じておられるか。いや、間違っているんだというところがあるのか、お聞きしたいと思っておりますけど、いかがですか。

○山田裕康議長 教育長。

○青山教育長 私も昔からですが、甲良町の子どもたちの学力については、大変気になっております。また、今の全国学力・学習状況調査というのが毎年行われてはいますが、一昨年はコロナでなくなりましたが、今年度の様子を見ても、全国県と比べても高くはないと認識しています。ただ、学力を伸ばすためには何が必要かと、私自身考えているのは、やっぱり先生方の授業力が1つ。または子どもの意欲が1つ。また、宿題等の家庭での勉強、これが大事かと思っています。

まず、授業改善については、各学校、また町内で3校寄っての研究会等もさせてもらっていますし、私もその会議に参加させてもらって、先生方の思いを聞かせてもらったりもしているんですけども、特に中学校については、ここでも8年になるのかな、佛教大学との提携で学校アドバイザーを、今は副学長になられたんですけども、教育学部の先生にお願いしています。先日も、中学3年生を連れて佛教大学の見学に行きました。私も参加させていただきました。やはり、そのときに子どもたちが、大学ってすごいな、私も行きたいという感想を持った子が多くいました。やはり、そういう意欲を出すということが、まずひとつ大事かなと思っています。

また、家庭の勉強については、実は中学校ですが、こういうレベルアップノートというのを各自持たせています。これについては、毎日これを振り返るということで、1日の授業、何があったかというのをずっと書くんです。これを帰ってから、こういう授業をしたんやなというのをここで簡単にまと

めるということを毎日、朝、集めてチェックするというを毎日やっています。これについても、そこまでする必要はあるかないか、あるんです、やっぱり今は。だから、基本的なことですが、こういうことを取り組んでいただいています。

また、保育センターの0歳から6歳、私はここに手を入れなければならいかなど。特に保護者への支援ということで、やっぱりここで勉強というものは無いんですが、遊びを通じていろんなことを学ぶということを、私は今年度、10月に就任させてもらってから、保育センターの方に行かせていただいて、しゃべらせていただいています。先日も、両保育センターの保護者に、こういうことに気をつけて子育てをやってほしい、こういうことを将来、めざして、子どもに接してほしいというような話をさせてもらいました。今度、来週は、保育センターの職員さんに、こういう子育てをしてほしい、こういう保育をしてほしい、こういうことを増やしてほしいということで話をさせてもらおうと思っています。そういう6歳までの低年齢層の学習の習慣化、また、家庭での教育の在り方というのについても、今後も力を入れていきたいなと思っています。

以上です。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。続きまして、③、④は同じ意味かなと思いますので、教育長は今後、学校の現場のトップじゃありませんので、これが社会教育も含めて、いろんな形で重責を願うということでご苦勞を願いますが、そういう中で甲良として伸ばしていく点、また、改めなければならない点があれば聞かせてくださいということと、4番目の、その中にイコールになってくる部分もあると思います。教育長の目標または抱負というところについてお聞かせ願えればありがたいなと思います。

○山田裕康議長 教育長。

○青山教育長 私として、この席に座らせていただいて何をしたいか、大きく3つあります。今、お話をずっとさせてもらっている中にあるんですが、1点は、子育て支援、家庭支援の充実という言葉でまとめさせようと思うんですが、若い保護者の方々の子育てを応援、支援する体制づくりです。先ほども言いましたが、私自身は具体的には就学前教育、ここに力を入れたいと思っています。やはり、保育センターでの親御さんの関わり、子どもさんに対する関わり、これは大事だと思います。それをしっかりやれていれば、小中が上がってくると僕は思っているんですけども、その就学前教育の資源投資を含めた充実を図りたいというのがあります。また、各保育センターの保育士さんをはじめ、幼稚園教諭さんの資質向上ということでレベル

アップ、スキルアップをめざしたい。いろんな研修等も計画していただいて、そういうところでも指導力のアップというのを考えてほしいなと思っています。

2つ目です。甲良町内の小中学校、また保育センターの職員さんを含めた働き方改革の推進です。先生方については、やはり子どもの問題行動の処理とか家庭訪問とか、夜遅くまで仕事をしているという方が今まだいます。ここについては、できるだけ問題行動については未然に防ぐ、早期発見、もう言うたら、行動するまでに、問題を起こすまでに何とか処理するという、そういう目を先生方をお願いしたい。そのために、やはり人的な配置が必要であると。先ほども言いましたように、県の先生方は配置が少ないです。でも、やっぱりできるだけ町としても支援できる先生の数を増やしたいということは、私自身思っています。これについては、町財政とも話がすぐにはできませんけども、やはり私自身としては、そこで、先生方の子どもを見る目を増やしたいと思っています。それが、先生方の働き方改革の1つになると思っています。

3つ目は、先ほどもお話がありました学校運営協議会、コミュニティ・スクールです。ここを今、立ち上げていただきました。ここについては、やはり学校、園、家庭、地域が一体となった教育、この推進です。やっぱり地域の人材というのは豊富にやはりおられると思います。その方々に、今でも小学校にはいろんな活動に参加していただいていますけども、あらゆる面でもう少し増やして、地域の方の目を学校に向けていただきたいということで、コミュニティ・スクールの有効的な活用ということ、今後、小中学校の先生方をお願いしたいという、この3点です。

あと、学力については、もうこれは言うまでもなく、先ほども言いましたけども、何とか上げたいという思いはあります。ただ、先ほど言いましたように、子どもたちそれぞれを支援する中で、子どもが途中で投げやりにならんと、諦めんと辛抱強く頑張れる子をつくると。このためには、先生方の日常の子どもへの声かけが必要だと思いますので、そこら辺についても大事にしながら、子どもに寄り添った教育ができるよう、そういう環境をつくっていきたいと考えています。

以上です。

○山田裕康議長 阪東議員。

○阪東議員 どうも、教育長、ありがとうございます。教育長からしますと、教え子が今、お父さんやお母さんとなっておられる方が沢山おられると思います。その子どもたちを孫と思って優しく、時には厳しく指導をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

た。

○山田裕康議長 阪東議員の一般質問は終わりました。

ここで、昼食休憩をしたいと思います。13時30分から開会いたしますので、よろしくお願いします。

(午後 0時07分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き、開会します。

次に、9番 建部議員の一般質問を許します。

9番 建部議員。

○建部議員 それでは、質問を始めます。今日、私が質問します内容、まず1項目、町内零細土木業者の振興策はと、町内の業者さんには非常に失礼な表題でしたが、零細土木業者と零細を付けました。これには実は中小企業、よく町長も、また町の発展計画の中にも中小企業という表現で表されています。しかし、実際は中小企業どころか、甲良町内の土木業者は零細企業であります。その根拠が、実は中小企業基本法という法律があって、中小企業という定義があります。その中小企業というのは、建設業の場合、資本金が3億円以下、従業員が300人以下という定義です。これは、甲良町内でそんな業者はいない。そして、さらにその下に、実は中小企業の中には中企業とか小企業はないんです。だから、中小企業の上は大企業なんです、実は大企業という定義もない。中小企業だけが、この中小企業基本法の中で定義されていて、その中小企業の下に、実は小規模企業者というのが定義されています。小規模企業者というのは、従業員20人以下、6人以上というのが小規模企業者の定義になっております。さらに、実は零細企業というのは、法の定義がないんです。その小規模企業者のさらに下に、これはもう慣例的にどうか、一般的に資本金1,000万円以下、従業員が5人以下を零細企業といいます。だから、甲良町内の土木業者さん、ほとんどが資本金1,000万円以下、従業員が5人以下の業者が非常に多いと、大半がそうであります。特にそれは、呉竹地区、長寺西地区に集中して土木業者もおります。昔は、部落産業と言われた土木業であります。

その業者の振興策、実は町長は当初の町長選挙、当時は農業と土木業の支援、振興を公約に上げ、訴えました。それには町内の業者も、野瀬候補の支持が多かったんです。でも、思い起こしても、町長はそういう公約を上げたが、そういう町内の基幹産業と町長は言っています。農業と建設業は、甲良町の基幹産業だと。その振興策、もう数年になりますが、ほとんど何も、地元業者さんの振興策、支援はしてこなかった。そして、令和3年から12年間の総合計画、この中にも中小企業の経営体質強化を支援し、経営指導、人

材育成を進めますと書いてある。そして、この件については、小森議員が過去2回、質問されているんです。1年3カ月前の令和2年9月議会では、その当時、小さい建設業者8社ほどが建設業の組合をつくりました。その組合を育成する考えはあるのかということを知っています。そしてまた、町内業者のみでの入札はどうか、そういう規約を設けてはどうかという提案もしていました。その中で、協同組合に対しては、今後、基準から定める必要があると思っています。その当時は、組合としての受注の機会を確保するという、そういうことがなかったので、段階的に定めていきたいと、今後その基準を定める必要があるということを知っています。

そして、3カ月前の9月議会では、現在の建設業の状況どう見ているのか、町内業者の支援からも入札制度の見直しはどうするのかということを知っています。そのときの回答、非常にいい回答をしている。「地方公共団体の契約は、一般競争入札が原則だが、地域経済及び中小企業の振興を図る地域要件」、これが大事なんです。「甲良町という地域要件を設けた指名競争入札もあり、そのバランスが重要と考える」と、そのように答弁している。何ら具体化したことがありますか。今までそういう答弁をしておきながら、具体的にそういう零細企業、土木業に対する支援策、振興策を具体的にこうしようと、そんな取組がされたことありますか。ただ、答弁ではそのように言っている。なおかつ、この3カ月前の答弁では、令和5年度からと、令和5年度と言ったら再来年だよ。令和5年度から県と共同実施する入札参加登録制度とあわせ、組合の在り方や発注の方法など、適切な契約の在り方を考えていきたい。どう、これ。令和5年度から、再来年から考えていきたいという答弁でした。町長はそのときに、具体的に組合の取扱いや指名基準の方向を検討するよう指示すると、企画監理課長にそのように指示をすると言っている。企画監理課長はその指示を受けて、その具体策、実際どのように行おうかという検討されたことがあるのかどうか。

それはさておいて、そういうことで、町の発展計画の中にも町長が公約で上げた、そういった私から言う地域の零細土木業者の支援策、振興策、具体的にどうしようかという検討がされたのかどうか、今、実施しているのかどうか。総合計画やら答弁の中で抽象的な文書やそんな答弁じゃなくて、少なくとも小森議員が1年3カ月前に、この質問をしてから以降、具体的にそういう実施していくそのための検討はされてきたのかということを知っています。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 既に実施している内容につきまして、まずお答えさせていただきます。さきの議会で答弁した内容と一部重複する部分があるんです。

けれども、令和2年度に入札制度を見直し、改正をしております。令和2年度におきましては、これまで町内業者、町外業者、ともに入札の参加を認めておいた大原則があったところなんですけれども、土木工事のうち700万円未満の工事につきましては、原則、町内業者のみで入札を行うこととし、町外業者の参加は見合わせるといったようなことで、令和2年度にその改正を行い、実際に実施しているところです。また、その入札に伴いまして、土木工事では約7件、町内業者のみで入札を行い、事業実施しているといったような実績があるところでございます。

また、この改正につきましては、令和3年度につきましても、引き続き、土木工事の700万円未満の工事につきましては、原則、町内業者のみでの入札を行っているところでございます。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 企画監理課長、あなたの今の答弁は、小森議員が1年3カ月前に質問をした、そのときの答弁が、今年度から土木では130万円以上から700万未満の工事は町内、準町内業者のみに、130万円以下は町内本社業者で見積り合わせ、入札するよう変更したと小森議員に答えている。ということは、小森議員が質問する前からこのことはできている。その質問に、このような改善策をしたんじゃない。これは以前から、当然、ランクというのがある。その事業者が、言うたら甲良町A、B、Cとしているか、また、さらにその下があるか知らないけど、その価格によってランクづけがあって、そのランクしか、この価格の範囲には入れないという基準がある。だから、その基準をその後、緩和したのかどうか。それが具体的なこれの支援策の、言わば今までこうだったけど、さらにこのようにしたという、そのことが言えなきゃ駄目。今、もう既に小森議員が質問した以前の話をお前はしている。そうじゃないだろう。小森議員の質問から後に、その改善策をどうしたのかということを知っているわけだ。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 すいません、私の解釈が間違っったのかもしれませんが。実施している事業として、今ご説明をさせていただいて、令和2年度のことを説明したわけなんですけど、9月の議会でご質問いただいて、今、建部議員がおっしゃった、町長の方から事業協同組合なりの参加について、さらに改善ができないかといった点につきましては、県の土木の管理課、県の入札参加登録制度のことについて県と調整をしながら協議を進めておるところです。現段階につきましては、明確な回答までは持ち合わせておりませんが、県では事業協同組合の参加も認め、かつその組合員の参加も認めておる。ただ、両方の参加は認めていないということを知っておりますので、そういっ

た県が取り扱っているものをそのまま町としても採用するのか、また、他市町の状況を見ながら、県と違った入札参加登録の在り方をしていくのかといったところを今、検討中でありまして、その答えまでちょっとまだ出ていないといったようなところで検討中といった段階でございます。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 それは、町長が言う令和5年度、再来年にそのようにするという話のことだよ。そんなことで間に合うのか。いずれにしても、1年3カ月前に小森議員が質問してから以降、具体的にそういう実施策というか、それができてない。ただ、以前からあった話を今、出している。そして、これからどうしようかということは、令和5年度に向けてそれを今後考えていくという、だから具体的に何らないという、私はそういう解釈をしています。

ですから、総合計画にも抽象的に書いている、大きなことを書いていますよ。甲良町の総合計画、令和3年4月から令和13年3月の10年間、甲良町の第1の基本目標、政策第1は農業だ。農業の振興を取り上げている。政策第2は、商工業の振興を取り上げている。甲良町における基本目標の第1、その中に農業と建設業を含む商工業を挙げている。これが甲良町におけるトップの政策の1つの振興策なんだよ。その商工業、そのうちの工業、建設業を含む地元中小企業の経営体質強化を支援し、中小商店の経営指導、人材育成を進めますと総合計画には書いてある。さらに、基本方針、これは60ページに書いてある。豊かな暮らしを実現していく上で、産業振興と雇用創造は重要課題です。農業と商工業の連携、競争に取り組みますと。あと、施策の体系とか、政策、商工業を振興するとか、そういう中でも中小企業、ここで私は中小企業とは言いたくないんですが、少なくとも小規模企業なり、零細企業の振興策ですよ。その中でも、建設業の中では建築はない、でも、土木業はもう呉竹、長寺西以外にあるところは1、2件ぐらいしかない。ほとんどが、両地区にそういう業者がおられる。中小企業と言える業者じゃない。全て、大半が零細企業といわれるわけだ。そういう企業の育成、大変なことでもあります。でも、いとも簡単に甲良町における基本目標の第1に、農業と商工業を書いているんだから、町長、いかに本腰を入れてやらなかったら、この1番のこの政策が飛んでしまいますよ。それぐらい本腰を入れろということ、私は言いたい。

続いて、2番目にいきます。地元業者でできる仕事は、地元業者で賄うこと。これは、今、県議会議員をしている大野和三郎さんが、20年前、豊郷町長をしていた時期、あの方は豊郷町内における土木、工事請負業は、全て地元の業者で発注している。地元の業者でもって入札を行い、そして、地元の業者でやってもらう。あの方は、そういうことをやられてきた。今は時代

が違ふと言われるかも知れないけど、それほど地域の建設業だけじゃない、そういう産業、商業の振興を図るために、極力、地元という町内業者ということに重点を置いてやられた方。そのことによって地元業者は力をつけて、そして、土木業というなりわいができるぐらいになった。そういうことをやられた方です。そういうことを考えると、少なくとも今現在、甲良町で計画されている工事請負業というのは、地元の業者でできる仕事がほとんどなんです。だから、地元の業者でそういう仕事が賄えることができないのかどうか、尋ねます。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 目標、あるいは基本計画の方針に書かれている、ご指摘のとおりでございます。以前から、甲良町には建設業者、それから基盤である農業というのは、大きな産業の課題であるということは総合計画にも位置づけているところでございます。具体の現在の取組については、企画監理課長が申し上げた具体の施策であります。特に、入札制度も法律が改正を度々されまして、公共工事の入札及び契約の促進に関する法律、それから、公共工事の品質確保の促進に関する法律、これによって入札、契約、適正化を図るようという、これは国からの総務大臣と国土交通大臣から、各市町にも通知がされて、基本はそれに基づく入札制度ということでございます。したがって、地元業者優先と入札制度をどう組み合わせるかについては、現在のところ、企画監理課長が申した制度でやらせてもらっていると。そして、建設課長もお答えをしておりますが、指名競争入札ではなくて、甲良町の入札方式は条件付一般競争入札、これが基本であります。ところが、経済産業省からは官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律という、経産省から中小業者、建部議員が言われた零細業者の受注確保拡大を図るようにと。これは、目標として契約率を上げるようという、その比重を高めろという読み解きができると思います。したがって、入札制度全般、法律に準拠して、そして、甲良の格付基準ということを守り、入札制度を運用しているということですので、基本的には今の具体は企画監理課長が申したとおりであります。そして、協同組合のことについては、継続して検討してまいりたいと思っております。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 入札に関する、またそういう仕事をしてもらうためにに関するいろいろな制度があり、法律がある。官公需については、若干緩い感じがするんですが、その法律には町内の業者でできる仕事は町内の業者でやってもらったら駄目だという、そういう法律になっているんですか。ある一定の制約ある、だけど、その法律の範囲内で地元業者に優先して、そういう仕事が回せ

るというか、その仕事を発注するという、そういう手だては法律の中にはないのか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 法律基準は、いわゆる公共工事の発注について、公共団体としての基準、入札の方式であったり、品質確保ということであったり、業者の格付については、経営審査事項の総合評点という評点基準を県もどの市町も使っていて、その評点基準に合わせた格付基準となっておりますので、その評点基準についても、甲良町の町内業者さんについては、同時に町外業者が参入するランクにおられても、甲良町の評点を低くして町外の業者さんは評点を高くして、同じランクで入札をしてもらっているという、そういう制度を運用しております。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 前回の答弁で、町長は地域要件を設けたと。地域要件とはいったい何か。この地域要件こそが、今私が言っている、また町内にある小さな土木業者の環境なり実態が地域要件になるんじゃないのか。その地域要件を設けた指名競争入札もありと書いてある。だから、それはどうして生かせないのか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 地域要件といいますのは、今、申し上げました指名格付の審査評点についてを町外業者よりも町内業者を評点上、優遇といいますか、評点を有利に格付しているということでありまして、それから、700万円以下の工事は、そして、130万円未満の工事については、企画監理課長が申し上げたとおりでございます。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 前のときの答弁で答えている、130万円から700万円までの仕事といたら、一番最低の仕事だよ。ランクの一番低い。町内業者は、それだけの仕事しかできないことになるよ。そのためには、どうしても業者さんには基準にはまる、ある一定の資格なり、ある程度の経験を積んで、そしてその業者さんに少しやはりレベルをアップしてもらわないと、さらにその上の基準にはいけないというのは分かる。分かるけども、でも実際、町内の業者で仕事できるようなもんだったら、優先して町内の業者にしていただくというのが、これはやっぱり道理じゃないのかな。第一そうでないと、こんな小さな町で、土木工事というのはそんなに沢山出るわけじゃない。ないけれども、その中にもこれだけ大勢の業者さんがいる。その業者さんが、なりわいができるだけの支援なり、援助というのはやっぱり町としても必要。そのことを町長は公約でも挙げ、そして、この発展計画の総合計画の中にもそ

ういう内容に触れている。そういうことが相まって、業者の育成、そのことも含めて、その業者に対しては極力、町内で起きる工事はやっぱり町内の業者で賄えるような、そういう体制というか、そういうものを仮に法律があっても法律に触れないぎりぎりの範囲まででも、やはり町内の業者優先でもって仕事をしていただくという方法というか、そういう制約がある厳しい基準の中から、法律の中から、そこら辺を見いだしていく努力も私は必要だと思う。

ただ、それをすることによって、法律違反だから云々というんじゃなくて、その法律に合うように、その業者さんを育成してもらって、その業者さんの力をつけていただくということも行政の責任ですから。せっかく地元で仕事が出た、でもそれが地元の業者で賄えないという事態が、これからも往々にしてある。そういうことになりますか、町長。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 入札制度、いろいろ法改正、適正化、品質確保、それから地元業者育成、官公需の内需の受注拡大という、そういう総合的にどう運用するかについては、非常に公共工事発注については検討を重ねてきた結果、今の公表している発注方式、公共工事の格付をこういうふうにやりますと公表していますので、その範囲内で発注していきたいと思っています。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 町長、くどいようやけど、130万円以上から700万円未満の工事は、できるだけ町内、また準町内業者にやっていただくようにという、それはもう令和2年に、これも小森議員が1年3カ月前に質問したときにそういうふうに答えている。それから、今のところは進歩がない。一応あくまでも、この範囲を踏襲するということなのか、さらにこの額を引き上げるとか、極力、町内業者でやっていただけるような、そういう道筋をつけるということは考えてないのか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 毎年、内部で業者の指名登録に合わせて、格付審査会によって、この内容を決定しているところでありますので、700万円以下の工事については、令和2年度ですので、今まで町外業者も参入しておりましたが、町内業者にしたということでもありますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 私の内容は、③のところにも入っているんです。とにかく、地元業者の育成、地元業者の振興策の最たるものは、まず、地元で仕事をいただく。そして、なりわい、その仕事でもって飯が食える。そういうことが、振

興策の最たるもの。その業者の育成、本当にその業者の振興を考えるなら、まず、業者に仕事をしてもらわないかん。その道筋をつけられたいと書いてあるんだが、道筋というのはないのか、町長。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 決算書の内需拡大、中小業者のということを申し上げましたが、その中には、今年度の通知によりまして、コロナウイルス対策について、中小企業、小規模事業に対する配慮強化、そして、入札機会の確保ということでもありますので、予算では議員さんの提案によりまして、そういう仕事を増やすということでもありますので、今現在、昨年度から今年度に向けては、小規模事業についてはコロナ対策に位置付けて、発注を確保しているという状態でございます。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 いずれにしても、気持ち的には、町長もそういう土木業者の振興策、できることならこうもしたい、ああもしたいという思いはあるでしょうが、少なくともその道筋を付けていくためには、特例を設けてでも、法に触れるぎりぎりのところまででも、やはり研さんして地元業者の育成、振興に努めていくことを求めて、この項は終わります。

その次、国が給付する対象外世帯にも支援、給付をすること。これは、私は11月18日に、この通告を出しました。それから以降、若干変わりましたがけれども、大筋は変わっていないんです。国は18歳以下に1人10万円を、また非課税所帯には、その所帯に10万円を。その中で、所得制限960万円というのを設けた。これは自民党内部、政府内部からも960万円の扱いについては、所帯合算が望ましいのではないかと、いやそうじゃない、その所帯の中で一番所得の多い人が960万円以上になると駄目だけど、960万円以下だったら大丈夫という線引きをした。これには、いろんな問題があります。18歳、俗に言う高校生まで、大学生や専門高校生で苦労している、その人たちには当たらない。また、生活困窮者、俗に言う、非課税の所帯だけじゃなく、そこすれすれの生活、本当に困窮している人までがもらえないという大きな課題を残してきました。

私は、そもそもこのコロナ対策というのは、国民への給付、物によっては支援金とか書いてあるし、中には給付金という表現も使う。でも、国から言えば給付金でしょう。国民の給付に年収やら、子どもの有無で給付対象者を分断すべきではないと私は思っています。所得があろうとなかろうと、子どもがいようと、また大人だけであろうと、コロナの影響は国民全ての人が経済的、精神的にその苦痛、その影響を受けている。金があるからあんたは駄目だ、子どもがないからあんたは駄目だと、そういう分断は許されないと

私は思います。所得の多い人は、それなりに税金、その他の負担も、皆さんよりかより多く、その所得に応じて納めている。所得のない人、本当に生活困窮している人が生活保護法という法律でもって、生活の保障がされている。所得によって、子どもがいるかないかによって、国民への給付金に差をつける。これは国民を分断する政策にほかならないというぐらいに、私は、思っています。

このことから、やっぱり国民の権利と平等の原則からしても、必要とされる人、希望される所帯にも給付するべきであると。ただ、中には辞退される方、これは自由であります。国民への給付は一律、これがやはり大原則。例えば、コロナによって本当に影響、例えば飲食業、旅行業、そこらあたりは大きな打撃を受けて倒産しているところもある。そこらについては、そこだけへの対象というか、援助をしていけばいい。でも、国民を対象とした、そういう支援策については、等しく国民が受ける権利がある。そういう原則から、私は今の国が18歳以下の子どもに10万円、非課税世帯に10万円、あとは駄目だという、そういう分断政策に対して、できれば国の政策を補完する意味じゃないんだけど、町費でせめて国がやっている10万円の半額の5万円を町として給付することはどうかということを私は提案したいんです。

この5万円、実は根拠があるんです。前回の質問のときに、もう既に9月時点で、私はコロナ対策、国の責任において実施すべきとか、地方自治体に課せられた責務もあると。その中で、国は近く第4次の30兆円近い追加経済対策を考えているということも、もう9月の時点で私この場で言っている。それについては、仮に対象額があって、対象から外れた町民への対応策として、所帯2万円、プラスその所帯1人に対して1万円。要するに、2人世帯だったら2万円プラス2万円の4万円。3人所帯だったら2万円プラス3万円という5万円。その5万円の行き着いた根拠は、甲良町における現在の所帯数2,614世帯、これは11月1日現在です。そして、人口が6,698人。それを割ると、1世帯2,56人になるんです。四捨五入して3人、だから3人を標準にしました。それで、せめて今回、国の給付金の対象から外れた世帯にも、町単独でぜひともこれを成し遂げていただきたい。試算をしました。令和3年度の住民税の課税世帯が1,735世帯、非課税世帯が850世帯、18歳以下の子どもの数、1,016人。その世帯数は、これは私の推計ですが、510世帯。内訳は、課税世帯からは510世帯のうち、435世帯。非課税世帯からは、75世帯と推計しました。このことから、課税世帯の1,735世帯から435世帯を引いたら、1,300世帯が給付対象となる。それを掛ける5万円、6,500万円の予算が必要になりま

す。この推計、また、数字を上げていく上で約100所帯分、500万円は余分に見ています。実質6,000万円前後で行ける。でも、ひょっとしたら、実際と合わないかもわからないので100、金額にして500万円は上積みして、その予算を挙げました。町長、ぜひともこれは、国の行う施策の補填、足りない部分を、町が6,500万円という大金が要りますが、ぜひともこれは、甲良町としての追加支給として、ぜひとも制度化してほしいと思うんですが、どうですか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 もう内容については、今、詳細にわたってご説明をいただきました。現在、決まっているのは、全員協議会、それから新年度予算で追加提案をさせていただきます、18歳以下の10万円給付が、令和3年度の国の当初予算の予備費から充当して、5万円給付については急ぐように、あと5万円はプッシュ型と、これについては議員がおっしゃいました960万円の所得制限があるということ。

それから、2つ目は本日から国会が開かれて、国の補正予算案が審査されて、具体の予算化は決定されますが、もう閣議決定の中では住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金という、1世帯当たり10万円というこれも、議員が説明されました。もう1つは、生活困窮者自立支援金の再給付、いわゆる生活が厳しい状況にある学生の学びの継続ということで、困窮する学生に10万円の緊急給付金という、今現在、給付は3本立てでございます。

したがって、戻りますと、さっきの18歳以下の10万円と、非課税世帯への1世帯10万円に対する、建部議員の漏れの約1,300世帯という推計をされて5万円、その根拠もおっしゃいました。それについては、甲良町、大きな一般財源を要しますので、対象外となる世帯についての町独自の支援ということは困難と考えております。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 町長は、この前の9月議会で、私は国が30兆円近い、住民税非課税所帯、もうそのころから10万円の給付というのは分かっているから、そのことを提案して、でも、その漏れた町民の方へ世帯2万円、プラス1人1万円という、先ほど説明した内容のものを給付してはどうかという提案をした。そのときの町長の答弁が、「今現在、地方創生臨時交付金の内容がまだ定かではないので、その状況を見ながら具体的に検討していく」と、そのように答えている。その状況を見ながら具体的に検討をしていくという表現は、どういう意味に受け止めていますか。町長自身もこの発言は、少なくとも、その時点で検討していくと。今言っている困難であるという検討じゃなくって、その方向で実施の方向で検討していくというニュアンスに取れない

かと。私には、その状況を見ながら具体的に検討していくというなら、具体的に再度検討してください、どうですか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 当初は、国のコロナ対策の地方創生臨時交付金の中で、財源が1次、2次、3次と配分されてきまして、今度の国会では第4次の配分があるやに聞いております。その中で、10万円の給付に始まり、そして、追加で2回ありましたが、3回目の給付については、個人給付はもうしないというルールが来ましたので、臨時交付金で個人給付ということは、当初は認められていたんですが、途中から駄目だということになりましたので、今現在、臨時給付金については、そういう給付金を出さないという状況でありますので、今、答弁申し上げたとおりでございます。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 私は、これで、はい、そうですかとは言わない。これはあくまでも、私は要求をしていきます。なぜなら、今、大学生も該当するという話になりました。そうすると、対象所帯1,300世帯からさらに減ることになる。この金額は減ります。そして、町長は前回、あの集積地に3億2,000万円という投資をしようと、無防備に。それも、そういう確約もない、契約もない時点で先行してそこをやろうという提案をしてきた。それが、議会からの反対があって駄目だということになって、再度、その確約が取れてからということになったにしても、その3億2,000万円の財源は、基金の取崩し、国の補助金があつてのこと。それとも、町がどこから財源を捻出して3億2,000万円のお金をかけようとした。それと同じだよ。今回のこれも、確かに町の財源が苦しい。苦しいけれども、基金を充当してでも、ぜひともこの6,500万円、私は6,000万円ぐらいで済むと思うんですが、それはぜひとも、十分にさらに検討を進めていただきたい。そのようにして、この質問は終わります。

もう時間がないので、最後に1つ。各計画事業の推進状況。ちょっとこれ皆聞いていると時間がないので、事業の名前、1点だけ聞きます。呉竹地先に町有地の整備工事というので1,950万円。計画では、6月、7月にかけて執行伺いを出して、9月に入札、契約をするという計画になっていた。俗に言う、あそこは東川原のチロリン村か、ちょっと荒れていたところを整地して、あずまやを立てて、そこに休息してもらおうという計画があったな。それは、どうなっているか。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 現在、通称テント村と呼ばせてもらっているところですが、

今、進捗状況があずまやを建てるのに建築確認の手続がちょっと要るということになりましたので、今補正予算で入れさせてもらいまして、書類は順次、県の方に出すので、今、手続はしてもらっています。それに合わせて、設計の方ですが、土木と建築を分ける必要があるということなので、今、設計は出来上がったところです。若干、この計画よりは遅れておりますが、今の予定では1月ぐらいの入札になるのではないかとということで、進捗自体はちょっと遅れております。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 一応、やるんだね。それ以外に、私は特に土木建設というか、工事請負費の中心にして、これから冬場に向かう、だんだん仕事ができなくなる時期に、まだ発注してない工事が幾つかある。その内容を聞いたかったんですが、ちょっと時間がないので。ただ1点。今年、計画していた事業で、これはもう年度内にできないと、その仕事を断念せんあかんという事業があるかないかだけ、各関係課長に尋ねます。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 建設水道課の方で2本、繰越し事業を予定しております。本年度、17本の工事がありまして、12月に契約が終了する見込みがありますけれども、残りの2本につきましては、どうしても契約、用地買収を伴いまして、本日、その1件につきましては、契約書の方を持ってきていただいたという状況でございまして、池寺の地先の狭隘事業が1本と、あと長寺の南部宅造1号線、9月補正で上げさせていただきました転落防止柵の設置工事、そちらの方につきましても、設計が上がり、図面が上がってききましたので、これから地元協議ということで、残る契約繰越しという形で、入札執行の方だけを今年度、全部執行させていただいて、その2本は繰越し予定でございまして。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 総務課で計画を出させてもらっています西側倉庫敷地、潰しましたので、そこに境界のフェンスを建てる予定がありますが、県道の拡幅工事が終わってから建てるという計画になっています。県道の拡幅工事が当初計画では、県事業が2月頃でとは聞いていますが、若干、その状況の方が進んでいない状況ですので、県の工事が年度末ということになると、その工事はちょっと執行できないかもわかりませんということだけ、報告させてもらっておきます。

○山田裕康議長 産業課長。

○西村産業課長 今年度当初予算でコロナ対策ということで、随契の130万円未満のため池周辺除草工事を5本予定しておりましたが、今日また契約見

込みになりまして3本、あと1本が行けるかどうかということで、行けても4本ということで、1本は事業費減となりまして、全てコロナの交付金が充当されていますので、全体事業の増減の変更で、ほかの事業へ振替ということに対応したいと思います。

○山田裕康議長 教育次長。

○福原教育次長 教育委員会では、東西小学校と中学校の体育館のLED化を計画しておりました。設計監理の方につきましては、7月にもう入札が終わっているんですが、そこで工事費を出したところ、コロナの関係だと思われるんですが、人件費と材料費の暴騰に伴って、それぞれの校で1割強の予算がオーバーするということが分かりました。今年度につきましては、東小学校と中学校の体育館のLED化を行って、西小学校については、来年度の工事をしたいと考えております。

○山田裕康議長 建部議員。

○建部議員 本当はずっとつぶさに聞いたかったんですが、時間がないのでこれで終わるんですが、私はこれをなぜ聞くかということ、こういうコロナの影響、またちょっと当初予定していたよりか、ほかの事業が増えたりとか、総務課の場合なんか確認申請が必要だったので、それで遅れたとかと理由はあっても、職員の怠慢によって、その事業が繰り越されたりとか、その事業が中止になるという事例がないので、私は取りあえず、遅れてでもやる、また、事業実施は断念する、来年に回すというようなことは、今日の段階では了解したいと思います。

以上です。

○山田裕康議長 建部議員の一般質問が終わりました。

次に、7番 丸山議員の一般質問を許します。

7番 丸山議員。

○丸山議員 それでは、早速、質問に入らせていただきたいと思います。空き家対策についてということですが、空き家を上手にうまく利用できるのが一番いいと思うんですが、私が今日聞きたいのは、この空き家について、課長、もし自分の家の隣にあるという想定で教えてください。13集落ある中で、私もあっちこっちずっと見に行くわけにはいきませんので、私ども長寺西区の空き家について、隣の人はかなり迷惑を被っているということを言われていますので、ちょっと今日この質問をさせていただきたいと思います。

昔の時代ですので、大きな庭があったり、樹木がいっぱい植わっていたりして、そういう樹木がもうずっと伸びっ放し。この先やっぱりこれから冬に向けて雪なんか降りますと、また、その木が雪の重みで道路に倒れてきたり、非常にやっぱり近所の人には迷惑がかかって、道路に倒れてきたり、今、

住んでいるおうちの方にもたれてきたりとか、かなり迷惑なんですけど、そういう場合、町として行政から、やっぱり持ち主、代が変わってその息子さん、お孫さんになっているところもあると思うんですが、何らかの連絡はつくと思うんですよね。やっぱりそういう対策はちょっと今後どのように考えておられるのか、ちょっと教えていただきたい。というのは、そのまま放っておくのと、どうしてもごみ屋敷というか、もうちょっとしたごみのポイ捨て、そういうところにやっぱりどうしてもまた猫なのか犬なのか住み着いたりして、すごくやっぱり迷惑なところがあるわけなんですよね。そういうふうなところをちょっと何とか、対策をお願いしたいなということではありますが、課長。自分の隣に家があるという想定で答えをお願いします。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 おっしゃっていただいているとおり、空き家につきましては、地域の非常に重要な課題の1つだと考えております。町におきましても、そういったご意見をいただいているところがありまして、そういった苦情に対して対応させていただくことがございます。現在、やはり空き家というても個人の持ち主ですので、どうしても行政ができる制限というものがございませけれども、現在、甲良町におきましては、環境美化条例というものと、道路とかに出ていくような樹木については、道路法の部分と環境美化条例で衛生的なことが十分にできていないような空き家については、ご相談があったら文書で改善してくださいというような通知をしているところでございます。ただし、実際問題、通知をしたところで必ず直るかというお話については、やはり直らないという事実もやっぱりございます。

そういった中で、空き家対策協議会というものを甲良町の方で協議会を組織しておりまして、平成28年当時、107件のそういった空き家の見込みがあったんですけれども、少し去年の調査では減りまして、87件ぐらいいまで、20件が要は家を取り壊されたとか、新たに家を建てられたというようなものでございます。そういった中で、空き家協議会の中でも空き家に対する指導等を、連携を密にして住環境について改善の方を図っていきたいと思っております。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 今言うてる、課長、そういうとこで連絡の取れないところとかもありますよね、確かにね。ただいま言う、さっき課長が言われたように、やっぱり隣の木を勝手に、家にかぶってきたからといって切るわけにもなかなかできないんです。そういうこともあるんですよね。しかし、そういった中で、やっぱりその隣の人はもう、言うたらそこのお孫さんなのかな、彦根に間違いなく居るんですよ。そのお孫さんは、墓参りには必ず町民グラウンド

の上の町の墓地公園に墓参りなんか必ず帰ってきているので、何とか連絡を取ったら取れんことないような人なんですよね。だから、そういった意味で、一遍、所有を確認して、言うて直す、この間も聞いていると、水道メーターは空き家でも付けるというのと一緒に、やっぱりそこで何らかの水道メーターを付けるに関しては、年間の2,000円幾らかな、何かはもらっているから付けなあかんというようなことをこの間も言っていましたように、だからそういう意味で連絡を取れるところに関しては、何とかやっぱり切るなり、草刈りをしていただくとかいう連絡。

私の近所にも、空き家があるんですよ。たまたまそこはそこの息子さん、私は知らんことないので、やっぱりその人は近所の方が迷惑がかかっているから、たまにその人には電話するんですよ。だから、その人は1年に一遍ぐらいは樹木を切りに来てくれたり、草刈りをしに来てくれたりはするんですよ。だから、自分の家の中には草を刈って倒してあっても、表の道路の辺には全く出ないように、必ずそれは来てくれるので、やっぱり町として今後、やっぱりそういう連絡の付くところに関しては、近所迷惑しているということと、町道に関しても雪が降ると、もう道路に確実にトンネルみたいになって、もう車が通れない状態。そういうようなところにはちょっと連絡をして、連絡を取り合ってほしいなということをお願いしたいと思うんです。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 おっしゃっていただいているとおり、今、そういった文書を出しているというのも事実ございますけれども、やはり個人間の土地というものについては、やはり一般的な民法の適用になるということになりますので、どうしてもできる範囲というのは、切っていただいて、やはり本人さん同士のお話というのが出てくる場合もございますので、その辺りは行政も入りながら、改善に向けて取り組みしていきたいと思えます。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 分かりました。また、何とかその辺もお願いをしたいなということで、それプラス今度また、その空き家に関して、これもまた旧の長寺センターの前辺りの空き家なんですけど、これはもう課長の前の課長のその前の課長から言うてるんですが、私でいうと胸ぐらいまで、1メーター5、60センチあるのかな、ブロック塀が。それが、北側はまだかろうじて残っているんですが、東側なんかもう自然倒壊しているんですよ。ところが、その自然に倒壊しているところを見ていると、鉄筋が1本も入っていない、ブロックだけがごろごろと落ちて倒れている、そんな状態。だから、それは、東側は川の中にブロックが落ちて、その横には町の花壇のようなものが昔からあって、その花壇までは来ていない、川の中にブロックが落ちています。だから、

人が歩いているところとか、そういうところではないので、そのことに関しては、さらにそれが自然倒壊しているから、前の前の課長にも言うてあるんですが、旧の長寺センター前の道路なんかは、小さい子どもが歩いたり、自転車で通っている子どももいるので、そういう同じような仕組みで鉄筋が入っていないのであれば、やっぱり倒壊のおそれがもう早くからあるということをお私に伝えているんですけど、この頃、通っているとさらにコンクリートのつなぎ、それがもうひび割れして、かなり落ちているんですよ。多分、手でゆすったらほんまにごろっと来るような感じぐらいまで今、来ているので。その人も連絡が付かないような人じゃないので、持ち主は大阪の方に居るといっているのは聞いておるんですが、やっぱりあれぐらい大きいブロックが、私たちが大変けがををすると思うんですが、小さな子どもが歩いているところとか自転車のところに転がってきたら、大変なことになると思うんですよ。だから、そういう意味で基本、通学道路ではないんでありますが、前から言うように、通学道路に面したブロック塀に関しては早く撤去して補助金が下りるようなこともありましたけど、そこは通学道路ではないけど、やっぱり村の中の道であって、かなり危険なんですよ。それは早うから、何べんも言いますが、課長の前の前ぐらいから言うてるんですが、そのまま放置してある。放っておけば放っておくほど、もうあのブロックが完全に潰れていく、そういうところもやっぱり何とかしていかないと。

最近というか、もう何年かになりますけど、小川原地先で空き家が自然倒壊、潰れる、潰れると言ったままそのまま敷地内にくしゃっと潰れましたけど、あれがもし道路の方へ倒れたりとかしていたら大変なことですよ。だから、やっぱそうなる前に、やっぱり町としても、ある程度のことはやっていただきたいなど。その段階までいくと、まだ私たちも2年、3年前になるかな、高島市の方に強制撤去して、それは通学道路があったので、危険だからというので強制撤去というのを高島市の方で、私たちも視察研修に寄せてもらったんですが、それは非常に危ないという面があってやりましたけど、なかなか強制撤去までいうと、甲良町では大変なのかなと思いますが、やっぱり何か起きてからではいかないので、起きるまでにそのブロック塀のことも何とか連絡を取り合って、撤去するなり、持ち主に連絡を取って何とかしてもらおう方向をお願いしたいと思います。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 おっしゃっていただいている意味、重々、危険性の未然防止ということで。道路に面しましたら、警察の方の道路交通法という適用で、そういった指導ができます、警察の方から。ただし、道路に面していない危険なところというようなお話でもございましたので、特定空家に認定さ

れますと、そういったことの強制的な撤去とか、そういう形でできるんですけど、ブロック塀だけではなかなか特定空家に認定されていかないというのが実情でございますので、そういったことにつきましても、空き家対策協議会の方に警察も、専門家も入っていただいていますので、地域の課題としてどう取り組んでいくのかというのを検討させていただきたいと思います。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 課長、ありがとうございます。しかし、そのまま放っておくと、本当に今、また見に行っていないと思うので見てほしいと思うんですが、やっぱり子どもの背丈にすると、あのブロック塀はかなり危ない。このブロック1枚も小さなもんじゃなくて、かなり1メートルぐらいあるようなごついブロックですので、あれは早急にやっぱり見に行つて、課長。何とか近所に親戚の人も住んでいるので、また言うてくれたらそれは言うんですが、その人から連絡取ってもらえれば、必ず連絡は付く人なので、やっぱりみるみる、もうほんまにちょっと1回地震か何か来ると、絶対もう倒れるのは目に見えていますので、やっぱり道路に倒れなければいいんですが、敷地の中に上手に倒れてくれるといいのは、どっちに倒れるかは、こればかりは自然のもので分らないということがありますので、やっぱりその辺の空き家をこれから行政としても見回りも兼ねて、連絡の付くところは連絡を付けていただきたいなという思いであります。

というのは、やっぱりここら私たち、小川原のことも例に出したけど、私がたまに仕事とかで走っておりますと、8号線で竜王町の鏡口という信号から南向いて50メートルぐらいかな、物すごい、昔で言う、多分立派な家だと思っておりますよ。壁土で白壁に塗って、物すごい塀を囲ってあるんですが、それが自然倒壊している状態で、するまでに誰が張ったのか知らんけど、トラロープを2周ぐらい巻いてあったんですよ。ところが、この間、通ったらトラロープどころか塀が倒れていました。ところが、あんなところ、竜王町はどうして放っておくのか、私はそこまではよその町のことで分らないんですが、一步間違えたら8号線側に倒れるぐらいの、2メートルぐらいの大きな塀なんですよ。あれ、国道沿いに倒れたら大事故になりますよ。まだ今、私たちの方は田舎ですので、まだそこまで大きい道路ではないのですが、やっぱり私が思うのは小さな子どもたちがやっぱりよけ切れないような災害はできるだけ早めに、分かっている間に防いでいただきたいなと思うので、よろしく願いしたいと思います。

次に、2番に行きます。町民向けのバスツアーについてですが、私が通告書を出したときは、今の新しい何か変異株というのかな、出ていますよね。通告書を出したときは、それがなかったのもまだ、大分、コロナ禍も落ち着

いてきたんじゃないかなあということ、町民の声で聞きますと、なかなか1人では行けないし、昔に行ったときの思い出があり、町なんかでこういうバスツアーを企画していただけないかなという声がありましたので、これは今日、明日、来年になってから行けというのじゃなしに、やっぱり予算化をせなあかんもんだと思いますので、もしこのままコロナ禍が落ち着いてきて、ワクチンもまた、来年度、打ち終わって、また、来年の今頃出るか、秋でもすぐ、そのときの状況はどうなるか分かりませんが、予算の都合とかもありますので、産業課長、こういうのはまた町としてもどうか企画をしていただきたいと思うんですが、その辺ほどのように思いますか。

○山田裕康議長 建設水道課長。

○西村産業課長 提案ありがとうございます。以前のお話をさせていただきますが、平成21年頃から三大人や尼子氏ゆかりの地をめぐるツアーとして、スタートしたと思います。行き先が日光東照宮、それから、愛媛県の今治市、島根県の安来市など、ツアーが実施されたということで、一部、個人負担を参加者さんにはお願いしておりましたが、今、議員が言っていただいたとおり皆さんには喜んでいただいたと記憶しております。その当時、4、5年続いて終わったということで、そういう歴史をめぐるツアーというのが、一連の目的は達成したのかなということで、それ以降は実施されていないと。また、財政的な理由もあろうかと思しますので、例えば費用が4、5万円かかっても、町民さんは1万円の負担とか、そういう感じでたしか行っていたと思いますので、こういうこともありまして、今、質問の中ですぐではないんやけどということもおっしゃっていただいたんですが、ちょっと今の答弁としましては、来年度予算編成においても財政状況は非常に厳しいということがまず言えます。でも、やっぱりコロナ禍で町民の皆さんの心もすさんでいるということも当然ありますので、おっしゃるとおり、ほんまにもう安心して暮らせるとなったときには、これをするかどうかはお答えできませんが、そういう施策も考えていかなければならないと考えております。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 課長、ありがとうございます。今、課長が言うてくれたように、私が議会議員になったとき、約14年前かな、私たち議会は藤堂与三郎議員が議会議長であったときでありまして、議会も全員、課長が言われるように議会全員、バスツアーでは町民の方が大型バス3台、また、そのときその大型バス3台が乗り切れない、まだ応募があったということを知っております。日光東照宮に行って、日光の祭りを見て、それから鬼怒川で泊まり、明くる日は善光寺に参って帰ってくるというツアー、あれが物すごい町民に人気があって受けたというツアーだったと思うんですよ。だから、今、予算化を私

は言うのは、この12月議会にさせてもらうのは、やっぱりこの令和4年度の予算化にやっぱり組んでいただきたい。ぜひともやっぱり町民がこの2年間、コロナ禍でどうしてもやっぱり暗い中、明るい話もなければ、何かもう家に閉じ籠もったような状態で、かなりちょっとそういうようなことがたまり切っているというのか、だからそういう声をちょっと聞いたので、何とかまた前のように行けるのであればということでもあります。

だから、ちょっと通告を出したときには、この今の新しい変異株はまだなっていないので、できたらこれをまた来年度の予算に組んでいただき、何べんも言いますが、また日光の祭りぐらいやったら10月の秋ぐらいになりますよ、来年度もね。そのぐらいまでに、そこそこ収まってきたら、やっぱりこういうツアーを何とか企画していただきたい。これはまた、町民の声でもありますので、ぜひ何とか前向きな方向で、この予算組みを年明けにやっぱりしていただきたいなと思うんです。

○山田裕康議長 産業課長。

○西村産業課長 ちょっとこの場でなかなか答弁はあれですが、町長の指示の下で施策をやっていきますので、必要と町長がおっしゃるなら、それについて検討していきたいと思います。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 町長、産業課長が今、町長の声ということですので、どうかこれは、また町民の声だと思って、またひとつ町長の方も頭に、考えて入れていただきたいなと思うんですが、それだけ1点だけ答弁お願いします。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 要望は、承りました。ただ、14年前の話をしていただきましたが、状況が変わっている、個人でも旅行に行けないとか、あるいはGOTトラベルをやろうとしても、ちょっと前に進まないとかいう状況でありますので、いずれにしても甲良の歴史やほかにゆかりの地がある、そして、交流活動も身近なところで、昔ながらの大規模みたいなのはできませんけど、観光行政の中で次なる展開はいかなものかということ、観光協会とともに検討したいと思います。

○山田裕康議長 丸山議員。

○丸山議員 ありがとうございます。できれば、そんな大事なことがあるので、一応、予算化だけをお願いしたいなと思います。やっぱり町民の皆さんも、たとえ少しでもこのコロナ禍から脱出できて、少しでも何かいい思い出ができるように、ここのところはよろしく願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○山田裕康議長 丸山議員の一般質問が終わりました。

ここでしばらく休憩します。15分間。

(午後 2時46分 休憩)

(午後 3時00分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き、開会します。

次に、10番 西澤議員の一般質問を許します。

10番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速、質問に入らせていただきます。

1つ目は、緊急の要望も入っています、令和4年度予算編成に向けて町長及び行政、幹部の皆さんに見解を求めるものであります。第1は、コロナ禍の町民支援策の中で、今日も言われましたが、新規の個人施策は行わないとした野瀬町長の基本姿勢を根本から再考するべきだと考えるものであります。そこで、具体的に幾つか提案と要望を上げさせていただきました。そして、その個人施策は今後行わない、こうした考え方が、町政の、また町長の施策展開の基本姿勢になるという点では大変危惧しているものであります。ですから、国が10万円の給付、5万円、5万円に分けて給付すること、それから非課税世帯に10万円給付すること、これはまさに個人施策の展開の最たるものであります。そういう点では、必要な人に必要な手当てをするというのは、政治の大事な役割、行政の大事な役割であります。

そこで、トータル的にここの部分で、議員の皆さんの質問を聞いていますと、いろんな課題がやっぱり甲良町内には山積している。それを1つずつ解決していく必要があるなというのを、改めて今日の一般質問を聞きまして、思った次第です。それで、木村議員が取り上げましたがん検診、これも大変喜ばれていますし、案内状の中に甲良町が大変進んだ施策だということで町行政そのもの、担当課が自慢といたしますか、アピールをしている部分がありますよね。それも、個人施策の1つです。そういうものを今後は実行しないということなのか、それともコロナ対策に限ってのものなのか、まずこの再考すべき点という点で、町長の見解を最初に尋ねておきます。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 後ほどの議員の一般質問で財政問題に触れられますが、かなり甲良町としては財政脆弱ということでございまして、今、令和4年度の予算編成が始まっておりますが、予算編成、特に一般財源の手当てをどうするかという、毎年そういう課題に直面しているところでございます。したがって、定義が個人施策はというということになっておりますが、新たに給付等の一般財源を要する事業と説明も付け足しているところでありますので、一般財源を伴う個人給付的事业は、今しばらくできないということを申し上げます。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 この問題について、大変大事な視点を提起していると思います。それで、第3次の補正予算が国の方で手当てをされた段階で、個人施策は差し控えることというので、これは国の通達だと思えます。法律上で禁止されているのか、地方自治の本旨からすれば、地方自治の主体、そして、自主的判断は尊重されるべきと思いますし、今の時代、やはりそれぞれ地方、地方が抱える独自の課題は独自で考えていく、実行していくという仕組みですから、そこから町民の状況や、それから議会と行政との対話、論議の中から生まれてくる施策は、当然その中で生まれてくる施策ですから、自主的に判断されたものという点ですから、法律上で枠組みをされて、個人施策は今後、展開してはあきませんよという法律上の根拠があるんですか。尋ねておきます。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 法根拠はありません。個人給付について、今の給付金の制度についても、一部ではばらまきであったりとかいう、それで所得制限が加わったという流れだったと思いますので、それらを含めて検討を要すると思います。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 以下、具体的に聞いていきますけども、建部議員が提起した、ここに適用できる人には給付する、ここから外れた人にはできないという分断になる点、これはすべきでないというのはもう本当にそのとおりだと私は聞いていました。ですから、この点では必要とする人に行き届くように、以下、述べていくのは、そういう点では今の甲良町の町民の暮らしからすれば、いろんな点で要望が渦巻いていると思います。ただ、その渦巻いている要望が、目に見える形で町行政に届けられているかと言いますと、全てが届いているというようには思っていません。議員に届けば、今日のように、それぞれの立場で要望を行政に提起する、投げかけるというのができていきますけれども、そこにたどり着かない声なき声、これは大変大きいと思います。そういう点では、今、繰り返し言われましたが、今後の個人施策の展開は控えていくというのは、改めて再考を求めておきたいと思います。

それで、福祉灯油の補助制度ですけども、これは議会、議会のたびに取り上げています。今回、原油の値上がり、そしてガソリン、灯油の大変な高騰。以前ありました200円台にガソリンが届くのではないかと思われるぐらいの勢いで、物価が高騰しています。原油ですから、諸物価と全部連動して、それぞれの製品が上がっていっています。ですから、町が手当てをする金額というのは、表現によったら貧弱かもしれません。けども、以前から言っていますように、町民に届く段階で、やはり私らのことを考えてくれてはる

と、こういうように町民は受け取ります。中には、それはこんだけかというて、不満を漏らされる方もあるかと思えますけども、大多数は町民の暮らしのこと、それから苦しい台所の状況を見てくれている、こういうふうに映っていくのではないかと思いますね。

ですから、今、県レベルで補助制度、福祉灯油が実行されている自治体が青森や幾つか出ています。この点で県への働きかけ、ある自治体は県と連携して、各市町村がその制度を設ければ、半分、半分出すということで協議が成り立っているのが、報道でもありました。その場合でも、県が踏み切らないときでも、町独自で一定の基準、これは例えばの話ですけど、65歳以上の人ないしは全ての対象をどういうようにするのかというのも線引きがありますけども、だけども、福祉灯油、つまり暖房費の高騰がやはり大変気になる。今年は雪も多いというように予測されています。このことに対応できる制度の実施が必要ではないかと思えますが、見解を求めておきます。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 国全体の動きが原油高騰対策ということで、いろんな対策が国レベルでも講じられようとしております。政府は、レギュラーガソリンの元売業者への支援、そして備蓄を少し放出しようという対策であったり、いずれにしても、原油価格を下げるという方策での検討がなされているところでございます。

それから、今の情報では、はっきりとした情報ではありませんが、報道でありますと、生活困窮者向けの灯油購入助成については、特別交付税の対象に入れるという、漠としたことでしか分かっておりませんが、そういう情報も入っているところでございます。

今、議員おっしゃいました生活保護世帯への福祉灯油、それから県への福祉灯油の要望等々、精力的に議員の政党も活動されている情報を拝見しております。お隣の豊郷町では、冷暖房助成の制度をつくられているというニュースもお伺いをさせていただきました。そこで、県への要望ということでもありますので、度々申し上げておりますように、町単独での制度を創出して、制度をつくるというのは、甲良町は今のところ考えておりません。しかし、県へという、全体でそういう問題を共有してどうするんだという提起をするというのは、伊藤町長が町村会長でありますし、制度をつくっておられますので、県への要望については、甲良も含めて6町の統一テーマとして、一度、事前調整をしてみたいと思えます。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 今、いみじくも町長の方から、豊郷町の取組がありましたが、新聞報道がありました。5,000円から今度、8,000円に引き上げて補

助をする、65歳以上の世帯がおられる世帯に補助をするというのが制度化されたと報道されましたが、県が実施して、例えば5,000円実施するときに、半額を県が持つ、その半額を町が出すというように、県が1つのアクションを起こせば、町としてもひとつ考える必要がある、前向きに検討していく必要がある、ないしは実施をしたいという点ではどうなんでしょうか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 国、県の制度で、3分の2であったり、2分の1補助という制度がありまして、それに町も継ぎ足しで2分の1とかということにもなってくると、制度上の問題が生まれてきますので、甲良だけ駄目やとか、しませんとか、そういうことは言うつもりはありませんので、そういうスタンスでおります。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 一步前向きの答弁いただいたと、私は思っています。ですから、そのことを受けて、ぜひ町村、つまり財政上の事情でいえば大変開きがありますよね。そこに県が上乘せをする、ないしは県の制度に町がかんでいくという制度も可能なわけですから、ぜひともその実施ができるように、伊藤町長を通じて、また野瀬町長のチャンネルで訴えていただきたい、要請していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 要望活動については、連絡調整をやります。ただ、甲良と豊郷はまた1月には国への財政対策の要望活動をするんですが、構造的に類似の団体2町が共闘でということではありますが、財政構造上は、非常に豊郷町は財政的には甲良と比べものにならない財政運営をされておりますので、非常に甲良は共闘はしていますが、苦しいという実情には変わりはありませんので、ご認識いただきたいと思います。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 そういう中でも、ぜひ県への要望のスタンス、そして県の踏み切りができれば、町としても前向きに、また実施をしていく必要があることも伝えて、ぜひ要請活動を強化していただきたいなと思います。

そこで次に、補聴器の補助が必要だというのも、全国でよく報道がされています。加齢性による難聴、それから突発性難聴も日常生活、とりわけ人とのコミュニケーションに支障を来すことが明らかになっています。今日では、認知機能に重大な支障を来すことが解明されていると言います。補聴器の制度も様々で、価格では数万円、数万円しないものもありますけども、十数万円、50万円をはるかに超える製品まであるわけです。そこで、私は健康を維持する、健康な町民を保持していく、増大させていくという立場と、もう

1つは、やはり介護料、病気の治療費、こういうのを抑えるというか、節減する1つの効果になっていっていると思います。ですから、僅かとは言いませんけども、そういう補助制度をつくることによって、難聴を早めに認知して改善する。そうすると、人との対話、全く手控えている方が、私1人2人知っていますけども、大変困っておられます。精度のいいものを買おうと思うと、ここにありましたように50万円、60万円していくということですけど、そこに行かなくても数十万円必要になってくる。この補助制度、僅かな金額ですけども、やはり実施していく、その要望に応じて、増額も検討するというのが必要かと思いますが、見解をお願いします。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 今の現制度をまずご説明いたします。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律、障害者総合支援法によりまして、身体障害者手帳をお持ちの方に、医師の診断により、障害の状況に合わせて補装具を支給する制度、補聴器を支給する制度がございます。これにつきましては、基準額が構造や性能に異なりまして一定の負担をお願いするということとなりますが、加齢性の難聴でありましても、医学的に障害が認められることによりまして、日常生活上、医学的に補聴器が必要と認められる場合には支給ということになっております。

甲良町におきましても、今、この国制度を活用しているというのみでございます。特に、そういう加齢性の方につきましては、やはり私どもの方に相談をしていただいて、また、そこから医療機関の方につなげるでありますとか、まず、そういうことを今もやっているわけではございますが、あまりご相談もございませんので、しっかりとその辺りからまずスタートを切りたいと思っております。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 現状を1つ、2つの事例ですけども、いわゆる加齢性の難聴で、今、言われた基準に達しない、それ以下の方についても大変聞こえづらい。ほん耳元でしゃべれば聞こえる、けども普通に1メートル、2メートルのところでは対話をすれば全く聞こえないという方を2人知っていますけども、その方々は、医療機関に行かれたんですね。その基準に合わない、つまり、それ以下だということなんです。ですから、町独自で医療機関、つまり専門的な知識とともに基準をつくって、補助の制度をやはり検討していくことが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 今、加齢性の難聴につきましては、今、一定の国制度以外のところでの基準については定めておりませんし、今現在については、町

単独の助成制度については、申し訳ございません、考えておりません。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 私が言っているのは、町独自でそういう基準から外れた、障害者として障害手帳の発行の基準から外れた方です。けども、日常対話がやはり大変困難という方もやはりおられるんです。早めに手当てをするというのが、私の義理の母の例ですけども、難聴が始まったときにほったらかしではないけども、気がつかなかったことが、結局、非常に深い認知症に進展するということがあります。そういうことを防いでいく上で、聞こえづらい、対話がうまくいかないという方については、そういう町独自の制度づくり、これをぜひ来年度の予算編成に向けて、庁舎内で検討していただきたいと思いますが、担当課の方での見解をお願いします。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 今、議員おっしゃいましたように、認知の関係といろいろな関わりがあるのかもわかりません。私どもについては、今のところは制度については考えておりませんが、まず、近隣のことを調べてみるというところは始めていきたいと思います。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 町長にお尋ねしておきたいと思います。財政の事情の件もありますけども、町民の暮らし支援、それから健康支援という立場から、ぜひとも前向きな検討、それから具体的な基準の検討も必要かと思いますが、見解を求めておきます。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 町内には困り事相談等々あるわけでありますので、こと補聴器、難聴の人の相談窓口という、窓を開けるということは大事だと思いますので、それで、相談事業で取次ぎであったりとなりますので、担当課と検討します。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ制度上の基準づくりといえますか、困った方が相談し、そして、障害手帳の基準というのは大変高い水準ですよ。そこに行かない加齢性の難聴、つまり、初期の難聴、突発性難聴、これはもうすぐに医療機関にかかるようにというので、専門医がよく言われることですけども、そうなる手前、ないしはそうなった方の相談や、その支援策、ぜひ充実させていただきたいと思います。

次に、中学校卒業までの医療費の無料化は、制度が始まって喜んでいただいています。そういう声を聞きます。特に、先生方からも聞くんですけども、歯科の治療、これは1回、2回で済まない、3回、4回で回数も多い、料金も結構かかる。そういう中で、医療費補助が実施されているという点で、お

金の心配なく行けると、早く治療する。そのこと自体もできないご家庭もありますけども、これが大変喜ばれている制度です。それで、高校卒業までの医療費の無料化、これは県下でも豊郷、それからもう1つはどこでしたか、大変少ないんです。子育て応援に頑張る町という点では、アピール力が大変大きいんです。甲良町もこういういいことをやってくれているんだと、こういうようにあったか町のアピールができる。そういう意味では、印象、イメージ、入り口の段階での印象は大変大事だと思うんですけども、ぜひこれも他の議員の方も提起されていますけれども、見解を求めておきます。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 要望いただいております。何でも隣の豊郷は先んじてやっておられるというのは羨ましいことではありますが、振り返って財政と相談するとオーケーというわけには、私の立場では行きませんので、中学生までというのを現状キープしていきたいと思っています。ただ、提起いただいている内容はそのとおりだと思いますので、財政をしっかりと整えるということが、今、甲良町のやるべきことかなと思っています。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、財政との関係、財政をどういう組み方とするかという問題もありますけども、高校卒業までに拡大すると増額金額、これを試算されておられましたら、ご回答ください。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 古い試算だと思います。建部議員の一般質問のときには、人数も変わっていると思いますが、それからどの程度の受診だという受診の程度もあると思いますが、最初に試算していただいたのは420万円という数字でございます。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 420万円、さらに高校生が減少していると思いますね。その範囲で、ここにも書かせていただきましたが、いわゆる小中の罹病率と比べると、やっぱり下がるんですね。確かにの歯の治療や、それから思わぬクラブのけが、これは学校ですれば、学校安全の制度で適用されますけども、それ以外の高校生の罹病率がうんと下がってくるという点がありますし、それからアピール力で言うたら、やはり先んじてやったもん勝ちではないですけども、その広がりは大変大きいと思いますので、ぜひ来年度予算の編成に向けて考えていただきたいと思っています。

次に、4番目の学校給食の無償化。これは以前、学校教育課の方、それから教育次長に前向きな答弁をいただいて検討に入られましたけども、その後、なかなか実施が大変な状況になっているようでありまして、実施状況や、

それから、その準備についての現状と、それから課題などについてお尋ねをしておきたいと思います。

○山田裕康議長 教育次長。

○福原教育次長 学校給食費の無償化につきましては、以前から西澤議員が質問されております。令和元年度に、財政担当課と協議を行いました。その結果は、財政的にも無理だということ判断したところでございます。そのことにつきましては、以前の議会の方でも答弁させていただきましたが、現在においても、学校給食費の無償化については、教育委員会としては考えておりません。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 後でも言いますけれども、ここに挙げました施策、それぞれ予算なしに行けないんですね。行政の施策の展開の重点をどこに置いていくかという考え方の下、以前、オオタマ村の例を紹介したことがございますけれども、子どもを大事にした施策をまずやる。そして、そこで予算が残ったら、道路整備、建設業の発注等に回していく。こういう事業展開の順序や重点をどうするかという、町長のやっぱり基本姿勢が非常に大きく響いてくると思います。それで、全員協議会で西が丘山林の産業集積地に2本の道路を造る、それから上下水道、約3億2,000万円の予算をここでやるというわけですが、それも全部、町の負担ではありませんけれども、幾つか国や県の補助はつくと思いますけれども、大変大きな金額を執行するんですよ。しかも、それが人口増や、後でも述べますけれども、税収の増につながるかというのは、大変未知数なところですよ、ですから、その未知数なところには、大盤で予算を付ける。しかし、日常の、毎日、甲良町で暮らす人に対してのいろんな要望をかなえていく、全部はかなえられませんが、一つ一つ大事なところ、切実なところは実行するという、そういうところを渋る必要がない、小さく構える必要がないというように私は思うんですが、この点、子育て応援の大事なところですよ。予算をまず考えるか、必要性をきっちりと庁舎内で町長を含めて議論をするかということにかかっていますけれども、町長の見解を求めておきます。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 議員提案に、ことごとくこれを提案されていることに、できないばかり言って、非常に申し訳ないと思っておりますが、今は辛抱のときかなと思っております。ただ、遅れておりましたけど、コロナが入りまして財政健全化計画もということと、財政の勉強ということは常々考えておりますので、財政健全化計画の素案についてを一応、今年度中、3月までに議員にお示しできるように、今、財政担当と調整をしておりますので、よろしくお

願いたいと思います。

それと、先ほど教育長も答弁いたしました、子育て家庭支援の充実という教育長の意気込み、申していただきましたので、専門職であったり、人的充実等々、それも施策でありますので、十分トップ同士が協議しながら、考えてまいりたいと思います。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 学校給食の無償化ですけども、免除とそれから軽減というのもあるんですよね。ですから、免除、軽減、その軽減の範囲でも一步踏み出すということについても、どうでしょうか。

○山田裕康議長 教育次長。

○福原教育次長 軽減につきましても以前、200円の補助というのをやっておりました。200円の補助をするにあたって、やっぱり事務的に増大となることもありましたので、令和元年に財政と協議したという内容は、全面的無償でありました。今は財政的な面で、無償化というのはいないんですが、今言われる軽減であったり、補助であったりというの、教育委員会としては考えておりません。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ来年度、それから今後の子どもの入学人数が発表されていますけども、本当に先細りで心細い状況です。そういう点では、どう改善するのかというのが、そこに当たっていると思いますので、ぜひ検討を続けていただきたいというのを改めて申し上げて、次に進みます。

高齢者等の安全確保、移動手段、不自由を来す町民への対策の充実が求められています。町内循環バス、これはワゴンですけども、塩津地域に行きましたところ、おでかけワゴン200円というごっついタイトルがついて走っていました。地元の議員さんに尋ねますと、合併時に今まで走っていたところを継続するというので、塩津地域でバス路線と連携して、木ノ本駅、それから湖北総合病院、ここに連携する時間割で運行するようにしているんだというわけですね。この200円のおでかけワゴン、大変好評だと聞いています。バスという表現をしましたが、以前から豊郷で走っている巡回バスもワゴンなんですよね。その点でも、需要の状況、初期投資、それから運行費用、体制などの課題整理をぜひ進めて、実現ができるように準備ができないか、やるべきではないのかという点で提案させていただきます。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 町では、湖東圏域の1市4町で共同事業としまして、愛のりタクシーを実施しております。多くの町民の皆様に、買物や通院など様々な生活シーンでご利用いただいております。それとまた、近江鉄道が運行し

ますバス路線、富の尾から河瀬駅の甲良線でございます。こちらの運営補助を通じて、バス路線の維持にも努めておるところです。こうした取組は広域の連携体制で取り組むことによって、国や県の助成を受けて何とか実現している状況でございます。

議員ご提案の巡回バスにつきまして、こうした実施に伴いましては、新たに町単独で実施するといったことになった場合、また、経費的にも多額の費用を伴うといったようなこともあろうかと思えます。現時点では、こうしたことを考えますと、現実的ではないのかなと考えているところでございます。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 そういう考えで言うておられるわけですけども、だけども、デマンドタクシー、愛のりタクシー、これとの連携、それから路線バスとの連携も必要かというのが出てきます。愛のりタクシーでいうと、大変、利用者は多いですけども、中には利用勝手が悪いという方もあります。ここで言ったら公共的な施設、病院、買物というところに巡回ができないかという希望もありますよね。その点でも、私が提起していますのは、財政上の問題やそれから路線バスと並行するような制度的なもの、つまり、国交省の承認などが要るのかなと思えますけれども、課題整理をぜひしていただいて、どうこれから臨んでいくのかという、まず大前提の資料づくりを、私は加速させていただきたいというのを提起していますので、どうでしょうか。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 いろいろなツールが、増えれば増えるほど便利になるといったような方向性は、一定理解をさせていただくんですが、今現状、愛のりタクシーとバス路線の維持、これに伴いまして約1,000万円、2,000万円といったような多額の経費を必要としているものでございます。やはり、そのツールを増やしていく中では取捨選択していく中で、必要なものは必要、やめるものはやめるといったような選択が今後、必要になってくるかなと思えます。議員ご指摘の必要性といったような点につきましては、湖東圏域の取組の中でも、全体のニーズ把握といったような中で取り組んでおるところでありまして、そういった情報等を細分化する中で、今、議員ご指摘のところも引き続き研究していきたいなどは考えております。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 最後のくだりで、その課題についても整理し、そして議論を深めていきたいということですので、前向きに受け止めていきたいと思えます。

次に、甲良町産業集積地の事業整備について幾つかお尋ねします。まずは、事業の目的、その成功の見通しなどはどうなのかという点です。そのための初歩的、基本的整備のプロセスをどのように認識し、計画しているのか。現

在の経済状況、立地条件、それから、私は大事なものは7年かかっています。各議員もしびれを切らしている発言もありましたけども、7年、計画が始まって膠着状態です。しかも、つぎ込んだ費用が3,000万円を超えるということになるかと思うんですけども、その点でも今後の見通しはどのように立てているのか。経済状況や、それから立地条件等と併せて、課題をどう整理しているのか。やはり、文書上で議会に示していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 全員協議会で整理をして、次、こういうふうに向かいますというお示しをしました。ただ、町負担、3億数千万円という、いきなりの概算値を出したばかりに、だけど、現状、町が今の募集要領で町負担ということを整理してみると、そういう試算があり、かなりの金額だということは認識したわけでありまして、具体的に①、②等々、質問いただいておりますので、経済状況であります、決していい状況ではないということは、もう周知の事実でありまして、ただ、外的な要素と甲良町としての要素はどうだということではあります、外的な要素は今、コロナ等々、経済が冷え込んでいるということで、長期的視野、県の指導もいただいているんですけど、県内の工業団地、大規模用地が可能な、いわゆる企業用地についてはそこそこ売却ができたので、準備できる団地、企業用地は少なくなっているということでありまして、長期的にはどんだけやということではあります、今後、有力な候補地になるであろうという、それはスマートインターが両方から整備ができるということもあろうと思います。

それから、内的要素では、言いました3億円を超える甲良町としての予算計上はどうなんだという、財政の見通しは現在立っておりませんが、非常に財政措置をどうするんだという課題いただいております、その見通しが補助金なのか、起債なのか、どうするのかという問題がございます。それから、立地条件については募集要項を整備いたしましたので、今後、それに基づいた実現可能性、町民の生活、影響等を見極めていく必要があると考えているところでございます。

それから、中のマネジメントであります、もちろん、今日、全協でお出ししたのは、今の経過を私なりに整理をして、一応、今後めざすべき方向を出させていただきましたので、町長自身が先頭に立って進めていくということをしなければならないと思っておりますし、具体には、募集であったり審査であったり、契約については、窓口の企画監理課、それから、上下水道、取付け道路等々については、工事担当の建設水道課と内部的には協議を続けてまいりたいと思っております。それから、指導いただいております県の企

業立地推進室、日本立地センター等々の指導はしっかり受けていきたいと思っています。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 分かりました。今の説明も実施していこうとなると、なかなか大変なことなんですよ。それで、企業誘致を地方自治体が進める基本的な目的、以前、企画監理課長に申しさせていただきました。町内における、1、雇用の拡大、2つは税収の拡大、増大、そして、3つ目にそれに伴って人口の拡大、増大。このことが大事なんですけども、だけども、そのことをするスローガンのように述べても、実際に実行できるのかどうかについては別問題ということになります。そういう点では、今の立地条件と、それから経済状況、それから、各産業の状況、それから必要としている企業がどういう状況でいるのかというのを行政と議会が共有して対等に議論をする、明らかにしながら共有して議論をすることが大事だと思いますけども、この目的については、どういうふうに、その目的が確保されるかというのを、企画監理課長、どうしようにお考えでしょうか。

○山田裕康議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 全員協議会の中でもご説明させていただいたところであり、まだ議員も今おっしゃっていただいたとおりになんですけども、今おっしゃっていただくような内容につきましては、ほぼ募集要領の中に、その基本事項というのはいくらも入っていますので、その基本事項に基づいた企業さんのご提案があるものと理解しておりますし、また期待もしております。出てきた企業さんを最後どうなんだということからは、私ども行政側だけがマル・バツをつけるのではなく、やはり最後は、協定締結の際には議会の承認を得て協定を結ぶといったようなことまで、要領の中でうたっておるわけですので、そこの辺はやはり議員の皆様のご判断も仰いでいく中で、議員ご指摘のところというのは、ご判断いただくような場面というのは、今後出てくるであろうと理解しております。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 見通しでいうと、今現在で考えますと大変厳しい状況だと思います。ですから、その点でも甲良町の行政が取り組むべき、力を注ぐところをどこに置くのかという、先ほども言いましたけども、大事な点だと思うんです。あくまで理想であり、そして提案であり、それが実行されるかというのは、また別問題ということになります。やはり、企業誘致そのものが目的ではない。その後、どういように企業誘致をした上で、行政としての目的が達成されていくのかという点では、先ほど提起しましたマネジメントが大変大事だと思っています。

改めて、町長に尋ねますが、そのところ、どのようにリード線、つまり、町としての指導の枠をつくっていくのかという点で、お示しいただきたいと思います。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 これまで、議員各位から、いろんなご指摘と見通し等々についてのご意見をいただいておりますので、いずれにしてもこの案件については、大きなプロジェクトになりますから、都度、都度、あるいは段階を通して議会に逐一、協議をするということを申し上げておりますので、今後もそういう状況で、議会と協議をしてもらいたいと思います。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 具体的に言えば、今まで小規模でありますけども、工業団地を設置してきたんですね。その成果がどうだったんかという検証、それから、これからの池寺の産業集積地における立地条件や、それから様々、これを実現する上での課題、どういうものが横たわっているのかという洗い出しをぜひ困難なこと、それから、簡単にクリアできることもあると思いますけども、その全てを出していただいて共有する、そして議論をしていくというのが大事ですのでお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 何度もご指摘いただいておりますとおりでありますが、北落工業団地については、圃場整備事業に併せて、用地集積という地元の協力と、町が企業会計をもって新たな企業誘致を達成したということでもありますので、ただ、その検証評価はどうだというご質問もいただいておりますし、今度は無償で頂いた町有地を有効に活用するという条件の中で前へ進めようとしておりますので、具体の項目についてそれぞれ協議をさせていただくということでございます。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 私は、多くの町民の方がこういうことに力を注ぐのではなくて、日常、例えば、今、オミクロン株の問題が言われています。それから、甲良町では滞納問題、とりわけ、新築資金の滞納問題が大きくクローズアップして、解決の見通しをつけるところに来ているんですけども、困難な状況もあります。そういう点でも、町職員の体制整備、力の注ぎ方をどうするのかという点で、ぜひ整理をしていただきたいと思っています。

2については、説明のところでは企業の進出が、協定を結び、正式に業者が選定された段階で着工していくという理想的なというか、ごく当然の見解を示していただきましたので、そのことをぜひ守っていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、3点目の滋賀県市町の決算概要の発表がありました。それを見たある方、匿名の方ですけれども、これは財政に大変詳しい方に文書で頂きました。全文は読むことは控えますけれども、3町の中でも豊郷、多賀と比べて大変落ち込みがひどいと。これをどういように見るのか、どう改善するのか。以前の歴代の町長がそのこと、つまり、財政計画をきっちりと立てて、そのことを実行していなかったからではないのかというのを振り返っておられます。その原因を探り、そして今後どのように前向きな改善をしていくのか。ある厳しい町民、女性の方ですけれども、出会ったらすぐに、北海道の夕張みたいになるでと、どう改善するのかというて、いきなり私にぼんと突きつけられる方がおられました。そういうふうに、やはり胸に思っている方が結構いるんですよね。そういう点でも、その財政計画をどう改善するのかを示す必要があるのではないかと思いますので、見解を求めておきます。

○山田裕康議長 総務課長。

○中川総務課長 今、議員が言われたように、計画は平成18年に集中改革プランというのができていまして、それから5年ほどはそういう計画をつくって各集落に、甲良町は今後こう取り組みますという説明は言っております。その後、改まった計画はご指摘のとおり、ないんです。今、議員が言われたように、当然、新しい計画は要るのかなと思っておりますし、先ほどちょっと町長の方も言いました、財政の健全化計画みたいなものをつくろうということで、2年ほど前から動いていまして、その素案というか、ほんのたたき台ですが、やっと整いまして、過去10年間の数字を拾って、今、思っていますのは、令和4年から5年間、このように取り組んだらどうかというような計画をつくろうかなとは思っております。

ただ、今、言われた犬上3町の話が出ましたが、一応この計画は県内6町を比較してやろうかなあと考えています。書類が整ったら、また議会では説明させてもらいますが、過去のデータを1つだけ紹介させてもらいますと、財政調整基金の残高の推移ですが、甲良町が平成23年で7億5,300万円ほどありまして、令和元年でも3億9,300万円です。あとの5町は10億円を切っておりません。ほかの5町と比べても財政調整基金だけ比べても、そんだけの残高の差があるのが実態でありますので、一応、財政の方としては、この6町の平均値ぐらいまで持っていったらいいかなというような計画を立てようかなとは思っております。当然、それを達成しようと思うと切り詰めるところは切り詰めていかんと、そういう数値にはなりませんので、また、説明できる資料が整いましたら、また、議会の方と協議させてもらおうかなとは思っています。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質公債比率や、それから将来負担比率などの指標は、基準をクリアしているんですね。けども、今、言われた財政調整基金の残高の危うさ、それから、実質収支比率などは他町と比べても大変危機的な状況で伸びてきています。この点でも、私が危機を感じたのは、こういう状況にもかかわらず、3億2,000万円の2本の道路の構想を出されたという点で、危機の認識があるのかというのを町長に尋ねたかったんですが、改めて財政の状況から見て、いろんな施策をこれから今後、甲良町としても展開していかんならん。その裏づけとなる財政の問題は、置いておくことはできない問題なんですよ。ですから、その対策、それから構想、それから議会との共有の問題で、お尋ねしておきたいと思います。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 甲良町の置かれている実情は、同和対策事業、地対財特法以降の事業、それから圃場整備、企業団地、上下水道等々、事業をやりながら財政を健全化させるということでした。今、指標を見てみますと、経常収支比率が高いと、100に近いということ、次のランクの95%に戻そうやないかという計画をつくらなあきませんし、それから、実質公債費比率、我々は起債残高比率という600%を超えて、600億円の起債をはったという経験があって、事業をやりながら財政を健全化させていくという手法で、甲良町の財政の運営をしておりますので、非常に脆弱という体質を、事業をやりながらということやってきました。

したがって、今、3億数千万円の突発的なそんなことをどうするんやというご指摘を受けているとおりでありますので、これからは財政サイドからも秩序ある行財政運営ということで、取り組んでまいりたいと思っております。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 改めて、年次行動計画や年次目標数値、このことをやっぱり示して、そして明らかにしながら、それを実行していくということをおぼたのではないかという、この方の指摘なんですよ。そういう点に立って、検証と反省がやはり必要と。それで、議会との協議、つまり、その検証の内容、反省の内容を出していただいて、議論を深めると。ただ、議会もこの甲良町の行く末の点では責任があります。同時に、行政と対話をし、そして協議をしながら前向きな方向を探っていくという責任もあります。そういう点でも、共有できる、資料の提出を改めて求めておきたいと思います。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 まずは、総務課長も私も申し上げますとおり、年度内、い

わゆる3月までには、こちらが描きました財政健全化計画を議会にお示しを
したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 その中には、年次ごとの数値目標、それから具体策をどうするの
かというのをぜひ盛り込んでいただきたいと思いますと思いますが、見解を求めておき
ます。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 5カ年、10カ年という、向こう先を見据えた計画になりますの
で、当然そのことは、目標値も入れた中で、不十分かもしれませんが、都度、
都度、点検チェックをしていただきながら、財政問題についても議論を深め
たいと思います。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 本当に町民の方は心配されています。そして、そのことが人口減
少、流出にもつながっているのかな、一要因になっているのかなとも思いま
すので、インパクトの大きな提起、前向きの流れをぜひ示していただきた
いと思いますし、そういう議論を煮詰めていく、私たちの役割もあると思いま
すので、よろしく願います。

次に、コロナの再拡大、オミクロン株が出てまいりました。質問状を提出
したときは、国内での感染が発表されていない段階でしたので、状況はごろ
っと変わってくるかと思えますけども、1つは、国、県、町のコロナ感染へ
の対応と対策についての教訓、検証、強化すべき事項など、この点、考えて
おられることを説明願います。

○山田裕康議長 町長。

○野瀬町長 これまで不十分ながら、当初は保育園、学校等々で、コロナ感染
が始まったということから、対策本部を繰り返しながら対策に当たってきま
した。もちろん、県の防災危機管理局の指導、それから、衛生的な、専門的
な指導を得ながら、身近には保健所の指導であります。今日を迎えており
ます。おかげさまで、ワクチンの方も町民の方にご理解いただいて、県下一、
接種率が高い町になりました。それと、職員のスタッフを送りまして、分か
りやすく案内していただくように、あるいは暑い中でも駐車場をやっていた
りというふうには、職員で汗をかいてできることは、町民の信頼を得る
ことだからということ、町民の方も感じていただいて、好感だといいます
か、職員の対応はよかったなという声も、私自身も聞かせていただいている
ところでございます。

それと、コロナ感染者も最初は県下一、10万人当たりの感染率を甲良は
示したんですが、今現在は多賀と同じ、合計人数30人ということで収まっ

ております。引き続き、町長のメッセージということもおっしゃっていただいたので、防災行政無線も使わせていただきましたが、何よりも新しい株も出ておりますが、基本的な感染対策をさらに町民の方をお願いしていく、徹底をしていくということが、行政が今後、続けてやっていくことの基本だと思っております。あとは、ワクチンであったり、具体の対応については、できるだけ町民に速やかな広報あるいは周知ができるような、そんな体制を取っていきたいと思います。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 甲良町で感染が確認された、とりわけ公立の小、それから幼、それからその後、中でした。確認された段階で議会の招集があり、他市町と比べますと、そんなことが招集されなかったという市町を聞きます。その点では、甲良町行政が議会と、それから住民との関係では近い関係で対策を強化していくという方向で進めていただいたことについては、ぜひ前向きな評価をしていきたいというように思っているところです。

それで、オミクロン株の感染が発表される前の23日付の国立病院機構の三重の病院の院長であります谷口清州さんがインタビューに答えておられます。現在、新規感染者が少なくなった原因などを分析されています。そして、ヨーロッパなどの再拡大の背景を解説された上で、ワクチン接種完了であっても、マスク着用をはじめ、基本的な感染対策の重要性を求めておられます。同時に、医療、介護、保育、学校、職場などリスクの高い場所への検査を怠ると、思わぬ感染拡大につながると指摘されています。これはオミクロン株が発表される前でも、こういう指摘をウイルスの特質を十分知り尽くした方が提起をされているんです。そのような場所では、常時、無症状感染者がいることを想定して対策を行わないと、ワクチン接種しているからフリーというわけにはいかないと、強く警戒と対策を呼びかけておられます。新たなオミクロン株の国内感染が確認された状況下では、政府の責任において、感染の検査の拡充、補償、支援、それから医療体制の充実はますます重要になっていると思いますので、この点でも、町としてのスタンス、県、国に対する要望、要請活動も強化していただきたいと思いますが、担当課に尋ねておきます。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 いろいろなところで、コロナワクチン接種等ございますが、検査も含めて6町も通じまして、これはしっかりと要望をしていききたいと思っております。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ、こういう大変懸念される株というので、WHOが認定して

警戒を呼びかけているところでもあります。そこで次に、ワクチン接種3回目の効果、それから科学的根拠、そして準備状況は全協でも説明がありました。かいつまんで漏れたところ、それから、ここでしっかりとアピールをしておかねばならないことがありましたら、お願いします。

○山田裕康議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 科学的根拠につきましては、これは厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において議論がなされているというところでございまして、今ほど西澤議員がおっしゃられたとおり、接種後の時間の経過とともに、ワクチンの有効性や免疫性が低下するということが報告されておるといふところでございます。低下した感染予防効果や重症化予防効果を高めるために、今回の追加接種と、また、臨床試験や様々な疫学研究で報告をされておるといふところでございます。特に私どもについては、保健福祉課としましては、ワクチン接種3回目が最優先の業務ということを確認しておりまして、しっかりと課員一同、取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○山田裕康議長 西澤議員。

○西澤議員 ウイルスは政治的思惑や、それから、そういうものは全く付度しないという性質のものであります。私が言うまでもありません。そういう点でも、やっぱり今の政治が、また行政が求められているというところは、暮らしの応援、それから健康維持、そこにやはりいかに町民の支援をしていくのかというところに求められていると思いますので、甲良町行政がそこに重点を置いて努力していただくことを重ねて申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山田裕康議長 西澤議員の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 4時10分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 裕 康

署 名 議 員 木 村 修

署 名 議 員 建 部 孝 夫